

目 次

I 市町村共通要望事項

1. 日米地位協定の見直しについて	1
2. 台風災害による支援策について	1
3. 不発弾等の早期処理について	2
4. 離島振興に向けての財政支援について	3
5. 『離島空路整備法（仮称）』の制定について	3
6. 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	4
7. 離島医療の支援強化について	5
8. 国民健康保険事業に対する財政支援について	6
9. 日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	6
10. 海岸漂着ゴミ処理対策について	7
11. 文化財保護に関する県補助金の増額について	8
12. 子どもの貧困対策について	9
13. 国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	10
14. 特別支援教育環境の充実について	11
15. 学校給食費の無償化について	11

Ⅱ 各地区提出要望事項

1. 北部地区提出要望事項

1. 名護市の賑わいあるまちづくりについて	13
2. 交通渋滞対策について	13
3. 県道及び2級河川沿いの外来生物（ギンネム）の防除について	14
4. 2級河川である田嘉里川及び大保川の浚渫について	14
5. 安心安全な国道の整備について	15
6. 海岸保全区域の延長・整備について	15
7. 県道・国道の整備及び景観（防草）対策について	15
8. 羽地内海作業船の座礁問題について	16
9. 道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の早期事業化について	17
10. 満名川河川改修事業について	18
11. 沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業等について	18
12. 県道整備及び伐採・除草作業について	19
13. 公共交通網の充実について	20
14. 河川管理について	21
15. 沖縄自動車道県道104号線沿いスマートインターチェンジ及び名護向け屋嘉インターチェンジの設置について	22
16. 伊芸地区海岸護岸整備について	23
17. 伊江港港湾整備事業について	23
18. 本部港の屋根付歩道の整備について	24
19. 伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	24
20. 北部離島地域の空港建設及び整備について	25

2. 中部地区提出要望事項

1. 潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	29
2. 学校給食費無償化の全額県費負担による早期実施について	29
3. 重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	30
4. 県道伊計平良川線の早期整備について	32
5. 勝連半島一周道路にかかる（仮称）勝連半島南側道路の整備と県道37号線の老朽化対策について	33
6. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員について	34
7. 宜野湾横断道路（普天間飛行場の西側区間）早期事業化について	34
8. 国民健康保険の安定的な財政運営の取組みについて	35
9. 障害福祉サービスの安定的な提供に係る財政支援について	36
10. 宜野湾市西海岸エリアにおける沖縄県の考え方について	37
11. 沖縄県道「宜野湾北中城線」について	38
12. 嘉手納漁港の航路の浚渫について	38
13. 海岸堤防強靱化について	39
14. 大型MICE施設の確実な整備等について	40
15. 県において実施予定の学校給食費無償化の対象に就学援助対象者も含めること等について	41
16. （仮称）沖縄読谷線及び沖縄西海岸道路に係る整備について	42
17. 既返還跡地（読谷補助飛行場跡地及び瀬名波通信所跡地）の支障除去について	44
18. 中部広域都市計画への移行について	44
19. 宜野湾横断道路東側区間の早期着工について	45
20. 護岸の老朽化対策について	46

3. 南部地区提出要望事項

1. 南部地域における道路交通網の整備について	49
2. 南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	53
3. バスの再編について	54
4. 信号機の設置について	55
5. 慰霊碑・戦争遺跡等について	55
6. 緊急自然災害防止対策事業債の継続について	58
7. 国民健康保険事業への財政支援等について	58
8. 医療費助成事業の拡充について	60
9. 消費者安全施策について	61
10. 学校給食費完全無償化制度の早期実現について	62
11. 高齢者の移動支援に対する補助制度の拡充及び創設について	63
12. 沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	65
13. サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）早期導入について	66
14. 沖縄振興公共投資交付金について	67
15. 沖縄師範健児の塔及び周辺関連施設の県営平和祈念公園への編入について	68
16. 県道豊見城中央線（県道11号線）の早期整備について	69
17. 久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	69
18. マリントウン東浜水路の浚渫について	70
19. 国場川の浚渫工事及び再整備について	71
20. 報得川の早期整備について	72
21. 海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	73
22. 駐在所の設置について	73

23. 県道185号線（栗国港線）の改修について	74
24. 里遺跡の整備について	75
25. 港湾整備について	75
26. 北大東港船溜まり場の整備について	76

4. 宮古地区提出要望事項

1. 若者の定住促進に資する環境整備について	77
2. 島外より赴任してくる公立学校教職員の住居の確保について	77
3. 医師・看護師等の安定的な確保について	78
4. 離島の道路橋りょうの維持・保全について	79
5. 学校給食費の無償化について	80
6. 畜産農家の負担軽減を図るための支援制度について	80
7. 地域医療支援病院の初診時選定療養費について	81
8. 離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校学生寮の建設について	82
9. 介護報酬改定等における国への要望について	83
10. 産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	84
11. 宮古空港の機能強化について	85
12. 与那覇前浜海岸の浸食に対する抜本的対策の実施について	85
13. 県営宮古広域公園の早期整備について	86
14. 離島における乳幼児健診の体制について	87
15. 宮古空港横断トンネル整備について	88
16. 水納島浮き桟橋について	89
17. 村内公共工事の入札不調に係る支援について	89

5. 八重山地区提出要望事項

1. 離島住民割引運賃の対象区間の拡充について	91
2. 海岸漂着物の収集運搬処分に係る費用に対する財政支援の拡充について	91
3. 離島患者の通院費助成対象者の拡充について	92
4. 離島児童生徒への派遣費助成について	93
5. スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の要請について	94
6. 県管理空港及び港湾施設の「特定利用空港・港湾」の指定の同意について	95
7. 八重山病院の医療体制の充実について	95
8. 農業用機械（さとうきび）の格納庫整備の助成について	96
9. 空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	97
10. 医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	98
11. 石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	98
12. 竹富町民等船賃負担軽減事業の継続について	99
13. オンラインを活用した遠隔医療体制の充実について	100
14. 農林漁業資材等輸送費補助について	101
15. 離島におけるごみの海上輸送費用補助について	102
16. 離島における放置パレットの処理に係る破砕機導入費用の補助について	102
17. 沖縄振興公共投資交付金（ハード）に係る小規模自治体の実施する事業への十分な配当分確保について	103
18. 祖納港港湾改修事業の早期完了について	103
19. 地域計画の更新に対する地域計画策定推進緊急対策事業の継続について	104
20. 獣医の常駐について	104
21. 家畜ワクチン接種の助成について	105

I 市町村共通要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
1	日米地位協定の見直しについて	県民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定を抜本的に見直しするよう国に対し引き続き強力に要請していただきたい。	米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等から、県民の生命・財産と人権を守り、県民の福祉の向上を図るためには、施設及び区域の提供、管理、返還や合衆国軍隊の活動及び合衆国軍隊構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を見直す必要がある。 日米地位協定が締結されて64年が経過した今も、相次ぐ県民の人権、女性の尊厳に関わる事件をはじめ、米軍機の墜落事故の多発など、米軍人・軍属等による事件・事故が後を絶たず、もはやその運用改善だけでは米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、日米地位協定を見直すべきである。 よって、同協定の早期見直しについて、国に対し要請する必要がある。
2	台風災害による支援策について	台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から現在の災害復旧制度の適用基準を見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていただきたい。	本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。 平成15年宮古圏域を襲った台風14号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの暴風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			被害を受け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。 しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。 毎年のように来襲する台風による災害は、宮古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、適用基準を見直す必要がある。
3	不発弾等の早期処理について	不発弾等は、県民の円滑な経済活動や安心・安全な県民生活を確保する上で障害となっており、その処理を戦後処理の一環として国の全面的責任において、次の事項の実現方について、国に対し強く働きかけていただきたい。 1 不発弾等爆発事故の被害補償に	先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、未だに多くの戦後処理問題を抱えており、特に、不発弾等処理については、県民の日常の生活や生命、財産及び経済活動に直結する問題であり、早急に解決する必要がある。 戦後70年余を経た今日、沖縄県には未だ多量の不発弾等が埋没していると推定されており、県内で発見され、処理される不発弾の年間数量は全国の約5割を

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		ついて (1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設 2 不発弾等処理について (1) 不発弾等処理の国による直接実施 (2) 不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施	占めている。 不発弾処理については、爆発事故に係る被害補償の問題など、未だ多くの課題を抱えており、課題の早期解決を図り、戦後処理の一環として国の全面的責任において行われるよう国に対し、強く要望する必要がある。
4	離島振興に向けての財政支援について	県費上乗せ補助（離島加算）の見直しをせずに、これまでどおりの県補助率を継続していただきたい。また、新たに離島振興交付金（仮称）を設置していただきたい。	これまで、離島市町村は、国・県の支援のもと、整備がされ、離島市町村の振興に大きく貢献している。 県は、行財政改革プランで、県費上乗せ補助（離島加算）の見直しを検討しているとのことであるが、離島市町村は、依然として財政運営が厳しい状態が続いており、それが実施されると離島市町村における振興に多大な影響が出る。 については、離島市町村における産業振興を図る上から、県費上乗せ補助（離島加算）の継続及び離島振興交付金（仮称）を新設して、離島振興に取り組む必要がある。
5	『離島空路整備法（仮称）』	離島航空路線の維持・充実を図る	離島における航空路線は、航路とともに離島住民の

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	の制定について	ため、『離島空路整備法（仮称）』の制定についてご尽力をいただきたい。	生活や産業振興に極めて重要な交通手段であり、民生安定の上から欠くことのできない生活路線である。 航空路線の維持・充実を図るためには、離島航路整備法と同様に関係航空路線の欠損補助等を骨子とした『離島空路整備法（仮称）』の制定が必要である。
6	特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	(1) 保健師の計画的・継続的確保 特定町村において、保健師の安定した確保・定着について更なる支援をしていただきたい。 (2) 人材育成 採用した新任保健師等に対し地域実状に応じた現任教育等、人材育成及び資質向上について引き続き全面的に支援をしていただきたい。	(1) 特定町村保健師の多くが、他県を含む島外出身者であり、地理的、社会的不利性等から採用後も勤続期間が短いことが多く、安定した確保・定着に苦慮している状況である。住民へ安心ある質のよい保健活動を提供するためには保健師の継続的な確保・定着は必要不可欠であり市町村における保健師の計画的な採用が可能となるような制度の創設等が必要である。 (2) 特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くが、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。現在、新採用保健師については、県保健所保健師の支援で1年間の現任教育による実務研修が行われており、特定町村の保健事業の

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		(3) 保健師の複数配置 保健師の加重負担を軽減するためにも、保健師の複数配置が促進されるよう支援していただきたい。 (4) 財政的支援 特定町村における保健師の確保及び資質の向上が図られるよう引き続き財政面等の支援をしていただきたい。	実施推進に大きな効果をあげているため、勤続年数に見合った研修の実施や特定町村保健師と県保健師間、保健所管内の市町村保健師間の人事交流等人材育成及び資質向上等について更なる支援が必要である。 (3) 小規模町村では、保健師 1 名で保健業務（保健・福祉・介護等）が行われていることが多くその責任や負担も大きく、保健師の安定した確保につながっていない状況がある。また、専門的職種であるがゆえの閉塞感等が辞職理由の 1 つとも考えられている。そのため保健師の複数配置は急務であり、継続的な確保が促進されるためにも、その支援が必要である。 (4) 特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、保健師の安定確保及び資質向上が引き続き図られるよう、更なる財政支援が必要である。
7	離島医療の支援強化について	離島地域における医療は特殊事情に起因する制約も多く、医師及び医療従事者は生活や労働環境の整備、	本県は地理的特殊性ゆえに県立診療所、町村立診療所と 2 通りの診療所体制がとられており、ほとんどの診療所が医師 1 人体制であるため、その勤務環境や診

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		診療所の管理運営等多くの支援を必要としているため、その強化を図っていただきたい。	療所運営は厳しい状況にある。その上、診療所施設や医療機器等の設備についても十分とはいえず、医師等は多くの不安を抱えたまま医療サービスの提供に従事している。 医師及び医療従事者の安定的な確保を図るためにも、労働環境や生活環境の整備、診療所運営の支援及び診療所施設、医療機器の老朽化に対する支援について、更なる強化が必要である。
8	国民健康保険事業に対する財政支援について	国民健康保険事業の前期高齢者交付金は、去る大戦の影響による高齢者の加入率の差により交付金額に大きな不均衡が生じているため、沖縄県の特殊事情を考慮していただき早急な対策を図るよう国に対し強く働きかけていただきたい。	沖縄県の市町村国保の財政状況は、「前期高齢者財政調整制度」以降、急激に悪化している。この制度が前期高齢者の加入割合に比重をおいて算定される仕組みであるため、先の大戦の影響により出生数が減少した本県においては、前期高齢者加入割合が著しく低く不利な制度となっている。 「前期高齢者加入割合が著しく乖離して低い本県の前期高齢者交付金」と「全国平均並みの加入割合で算定される交付金」との差額を是正する新たな財政支援措置を講ずる必要がある。
9	日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周	県内漁業者に不利な現在の取り決め内容を抜本的に見直すよう国等に	日台民間漁業取り決めについては、令和5年度に開催された日台漁業委員会第10回会合において、平成

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	辺海域の取り締まりについて	働きかけるとともに、漁船の安全操業・安全航行確保のため、周辺海域の取り締まりを強化していただきたい。	31年度から続く現行操業ルールが、令和6年度も引き続き適用されることとなった。 マグロはえ縄の漁場である八重山北方の「三角水域」は、現在約6割の区域が台湾漁船の操業を優先する台湾側にとって有利な区分となっているため、同取り決めの抜本的な見直しを求めている。 また、尖閣諸島国有化以降、その周辺海域では中国公船による尖閣侵犯が繰り返され、漁業者の安全が脅かされている。 については、日台漁業取り決めの特別水域のあり方等に関し、県内漁業関係者の意見が反映されるように国等に働きかけるとともに、排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全と漁船の安全な操業・航行確保のため、宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化を図る必要がある
10	海岸漂着ゴミ処理対策について	海岸漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。 地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。 海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物資による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックごみ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。 きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。
11	文化財保護に関する県補助金の増額について	(1) 国庫補助事業に伴う県補助金を従前の10%補助にしたい。 (2) 県指定文化財の保存整備に係る補助金を従前の50%補助にして	沖縄県は、その歴史的・文化的特異性から貴重な文化遺産を多数有している。これらは、国内外から極めて高い評価と注目を集めており、文化的、観光的側面からその保護と活用が求められている。 一方、沖縄県は、第二次世界大戦後米軍統治下に

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		いただきたい。 (3) 文化財保護に対する沖縄県補助金総枠を増額していただきたい。	あったため、文化財保護法の適用を受けたのは1972年の復帰後であり、文化財の保護という面では他県に比して、立ち遅れたという経緯がある。 しかし、国・県指定文化財及び埋蔵文化財にかかる国・県補助事業に対する県補助金の総枠は、平成10年度から削減がなされ、県内市町村では、文化財保存整備事業や埋蔵文化財発掘調査等の事業規模の縮小や事業自体の凍結を迫られており、さらに、平成19年度からは補助金総枠の削減のみならず、補助率の大幅なダウンも行われ、より一層厳しい状況となっている。 このように、県内の文化財保護は極めて危機的状況に陥っており、次世代へ護り伝えていかなければならない文化財を適切に保護するため、沖縄県の文化財関連予算を見直し、県補助金の増額をする必要がある。
12	子どもの貧困対策について	内閣府「沖縄子どもの貧困緊急対策補助事業」について、高率補助のまま令和6年度以降の事業継続を、国に対し強く要望していただきたい。	本県においては、沖縄子どもの貧困緊急対策事業補助金を活用し、「子どもの貧困対策支援員の配置」、「子どもの居場所」を設置するなど困窮している世帯の子どもに対して支援を実施しており、今後も新たに「拠点型居場所」設置など事業を推進していく予定である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			子どもの貧困対策事業については、事業効果が現れるまで息の長い実施が求められることから、安定した財源は必要不可欠であり、令和6年度以降の補助継続について、国に対し強く要望する必要がある。
13	国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	子ども、重度心身障がい者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についての国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止するよう国に対し強く働きかけていただきたい。	現在、地方自治体においては、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。 国は、医療費助成制度の現物給付化は医療費の増大をもたらす要因とし、現物給付により行った場合には国庫負担が減額調整され、減額分は、最終的には被保険者や住民の負担に転嫁されることになる。 重度心身障がい者への医療費助成は自動償還払制度を平成30年8月より実施しているところであるが、より利用者の利便性や経済的負担の軽減を図り、経済的理由により受診を控えることなく早期受診することで疾病の重篤化を防ぐためにも現物給付とする必要がある。 また、未就学児については、平成30年度から現物給付化による国庫負担の減額調整措置を行わないこととしたが、未就学児以外を対象とする医療費助成制度

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			についても減額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全化と長期的な安定運営を図る必要がある。
14	特別支援教育環境の充実について	特別な支援を要する児童・生徒への支援員配置を行っていただきたい。	本県では、特別支援学級に通う児童・生徒が年々増加しており、また、ＡＤＨＤ等による安全面から常に注意・支援を要する児童・生徒等も増えている状況にあり、担任一人での対応も困難な状況となっている。 県内市町村では、学校における安全の確保、円滑な授業の実施等を目的に特別支援に係る支援員を学校に派遣する等対策を講じている。特に幼児期や低学年での支援はその後の成長において非常に重要な時期であり、手厚い支援を行うことが求められている。 県全体における一定以上の教育水準の維持と向上の観点から、県による支援員の配置、又は、市町村への財政援助が必要である。
15	学校給食費の無償化について	全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただきたい。	本県は、子どもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」として、知事公約でもある給食費の無償化に向けた検討を進めており、令和７年４月より中学生の給食費の２分の１を各市町村へ補助する取組を進めていることについては、実現へ向けて大きな一歩であると評価している。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			一方で、対象が中学生のみとなっていることは、小学生を抱える保護者への支援が十分に行き届かず、また対象である中学生においても補助額が2分の1となっていることは、県が掲げる「未来への投資」には未だ十分でないと考える。 ついては、全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化（就学援助対象者も含む）について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただく必要がある。

Ⅱ 各地区提出要望事項

1. 北部地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
1	名護市の賑わいあるまちづくりについて	名護湾沿岸のまちづくりとして、名護湾の有効利活用等について、ご協力をいただきたい。	名護市では、名護湾沿岸のまちづくりとして、名護漁港とともに名護市中心市街地を「名護漁港周辺エリア」と設定し、具体的な利活用計画として、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」を策定したところである。 現在、名護漁港周辺エリアでは、「交通結節点の整備」に向けた取組を進めている。建物の老朽化が進む「中心市街地の再開発」、名護漁港における機能の集約及び拡充による「水産業の振興」を図るための取組を進めるため、名護漁港用地の効果的な活用や中心市街地における県道の拡張等の協力を求める。 また、令和4年4月より那覇と名護を結ぶ高速船が就航しているが、那覇の発着が泊ふ頭となっており、より利便性を高めるため、那覇空港と近接する港などへの発着の変更の協力をお願いしたい。将来的には鉄軌道の終着駅を交通結節点に含み、名護市のみならず北部地域における移動の更なる充実に繋げていきたいと考えていることから、鉄軌道誘致が必要である。
2	交通渋滞対策について	沖縄北部テーマパーク「ジャングリア」の開園に伴う交通渋滞対策について、アクセスルートとな	沖縄北部テーマパーク「ジャングリア」の開園が迫っており、北部を周遊する観光コンテンツとして、沖縄観光、沖縄経済に与える波及効果が大きく期待さ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		る県道の整備及び名護東道路の早期延伸実現に向けて働きかけていただきたい。	れている。その一方で、開園時には交通量増加による渋滞が懸念されていることから、主要道路となる県道 84 号線の道路環境整備及びテーマパーク入口への信号機の設置、県道名護宜野座線伊差川西交差点右折帯の延長を進めていただきたい。また、名護東道路の早期延長実現に向けて、国に対し働きかけていただく必要がある。
3	県道及び 2 級河川沿いの外来生物（ギンネム）の防除について	県道及び 2 級河川沿いに繁茂しているギンネムの防除をしていただきたい。	県道 2 号線、県道 70 号線及び比地川を含む沖縄県管理の 2 級河川沿いには、外来生物であるギンネムが繁茂している。ギンネムは、世界の侵略的外来種ワースト 100 に選定され、生態系被害防止外来種リストに記載されるなど、希少な在来生物に与える影響は極めて高く、その対策は喫緊の課題である。 そこで、ギンネムの木を伐採後、沖縄県環境部が作成した「ギンネム防除対策マニュアル」に基づいた対応を図る必要がある。
4	2 級河川である田嘉里川及び大保川の浚渫について	大宜味村田嘉里区に位置する 2 級河川田嘉里川及び大保区に位置する 2 級河川大保川について、浚渫を実施いただきたい。	近年の豪雨により、土砂の堆積及び通流断面の低下が顕著であり、集落内住宅や、農地への氾濫等が危惧されており、住民の生命及び財産を守る観点からも早急に対応していただく必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
5	安心安全な国道の整備について	東村内には国道331号が主要幹線道路として住民及び近隣市町村並びに観光客などが利用している。主要幹線道路として常に安心して安全な道路を維持していただきたい。	当該道路には歩道がなく高齢者などは車道の路肩を徒歩で往来している状況である。また、健康増進のためランニングなどに利用している村民は常に自動車の往来を気にしながら利用している。台風時には越波で当該道路は、通行が困難となる。大型軍用車両も通行していることから歩道の必要性を強く感じる。地域住民から道路の修繕の要望が絶えず、早急な改善を要望する。 国道331号は「みなし道路」ではない。地積を確定させ適正な整備を行う必要がある。
6	海岸保全区域の延長・整備について	東村平良の海岸保全区域延長及び護岸の整備をしていただきたい。	東村では、平良地区において多目的公園の整備を計画しているところであるが、当該地においては台風時の波浪による海洋ゴミ等の侵入で利用が困難となる恐れがある。 そこで、沖縄県において海岸保全区域の延長と護岸の整備をしていただく必要がある。
7	県道・国道の整備及び景観（防草）対策について	国道505号における法面崩落箇所 の早期整備及び北部テーマパーク（ジャングリア）開業に向け本部半島周辺の県道、国道50	令和5年8月に発生した台風6号により今帰仁村から名護市を通る国道505号（名護地区）の法面崩落があった。現在も片側通行となっている箇所があり法面崩落から1年6ヶ月経過するが対策が進まない状況

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		5号の除草対策を行っていただきたい。	である。 国道505号は緊急車両の通行、朝夕の通勤、通学の重要な生活道路となっており、区間全線の早期整備が必要である。 さらに、新たな観光拠点として北部テーマパーク（ジャングリア）が今夏に開業予定である。しかし本部半島周辺の県道、国道505号沿いの雑木、雑草が多く道路景観と排水機能が損なわれている。道路管理者におかれては、除草を行い努力されているのは、十分に理解しているところであるが、それ以上に雑草の成長の早さに除草作業が追い付いていない状況がみられるため、更なる除草対策が必要である。また、観光客が多く見込まれるため本部半島周辺の県道、国道505号の経年劣化している案内標識板の整備も必要である。
8	羽地内海作業船の座礁問題について	羽地内海に座礁した作業船の安全確保に取り組んでいただきたい。	令和5年8月に発生した台風6号の影響により羽地内海に座礁した作業船が現在も存在し、適切な維持管理もされことなく放置状態である。当該作業船は老朽化が激しくアンカーによる作業船の固定がなされているか不明であり、周辺船舶の夜間航行の安全確保のため対策が必要である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			また、当該作業船については、令和6年11月に原因不明の火災が発生したことにより船体へのダメージが影響し、さらなる老朽化の進行が心配される。燃料等油類について未確認のため今後荒天、台風襲来時に油等の流出による漁業者及び周辺への影響が懸念される。 周辺は「沖縄海岸国定公園第2種特別地域」であり「国指定屋我地鳥獣保護区特別保護地区」であることから「環境」「海洋」「観光」への影響に鑑み、早急に対策を講じていただく必要がある。
9	道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の早期事業化について	名護東道路延伸（本部方面）の早期事業化の働きかけ及び本部町内で沖縄県が所管する道路整備事業（県道84号名護本部線、国道449号本部北道路）の早期完了をしていただきたい。	名護東道路延伸（本部方面）の計画について、令和6年度から概略ルート・構造の検討に着手した他、令和7年夏頃には北部地域でのテーマパークの開業が予定されるなど、名護東道路延伸について早期の事業化が求められている。 一方、現在本部町内で沖縄県が執行している県道84号名護本部線は、平成25年に事業着手して令和4年に完了予定となっていたが未だに道路整備が完了していない状況である。また、国道449号本部北道路についても、平成21年に事業着手しているが進捗が悪い状況である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			そのため道路整備の遅れ等により、まちの景観が損なわれている他、交通渋滞によって地域住民の生活にも支障をきたしている。 ついては、本部町および沖縄県全体のさらなる振興を確実なものとするためにも、道路整備の早期完了を強く要望する他、名護東道路の本部方面への延伸について早期事業化を国に働きかけていただく必要がある。
10	満名川河川改修事業について	満名川河川改修整備の早期完了をしていただきたい。	満名川河川改修事業については、事業開始から10年が経過しているが未だに完了しておらず、また予算措置も厳しい状況と伺っている。 近年、ゲリラ豪雨や観測史上を超えるような大雨が発生し、全国各地で河川氾濫が多発している。昨年11月には県内でも下流域に甚大な被害をもたらした河川氾濫が発生している。 このような中、本部町の人口の多くが集中する地区を流れる満名川沿いの住民は、台風や大雨時に大きな不安を抱え続けている。ついては、事業予算を拡充し早期に事業完了をしていただく必要がある。
11	沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業等について	沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業及び支援体制の強化に取り	「沖縄振興計画」及び「沖縄県科学技術振興指針」を踏まえ、大学院大学の立地に伴う周辺整備のあるべき

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		組んでいただきたい。	姿を「沖縄科学技術大学院周辺整備基本計画」に示し、具体事業・施策等に取り組んでおりますが、課題等により進捗が図れていない現状がある。 本計画は、平成１９年に策定されてから１７年、沖縄科学技術大学院大学の開学から１３年が経過している。当時の計画を元に、実現可能性を精査し、事業の変更、又は、新たな計画の策定などを行う必要がある。 また、沖縄科学技術大学院大学インキュベーション施設の整備等により、研究者と企業等のマッチングは重要になってくると思われ、その分野の支援体制の強化により早期の産業化、沖縄及び地域振興が図れることから、積極的に取り組む必要がある。
12	県道整備及び伐採・除草作業について	県道１０４号線整備については、継続的に整備要請をしているところであるが、早期の実現と現道路沿いの高木等の伐採や除草作業をしていただきたい。	県道１０４号線は、国道５８号の恩納村安富祖から金武町の国道３２９号を結ぶ幹線道路で地域の生活道路及び東西の横断道路として大きな役割を担っています。 本線道路は安富祖入口から約８００ｍは整備完了しておりますが、残りの区間についても道路線形が悪く安全性に問題があり幹線道路として機能が低下している現状なので、早急な整備が必要である。 また、道路沿道の高木や雑草が道路に越境している状況もあるので、交通の安全性の観点から、高木等の

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			伐採や定期的な除草作業が必要である。
13	公共交通網の充実について	県土の均衡ある発展に向け公共交通網の充実を図っていただきたい。	宜野座村では、令和5年度より交通弱者の移動支援としてデマンドバスの実証実験を行っていることや、路線バス利用の利便性向上に向けて令和7年度にバス停（2箇所）を改修する計画となっていることなど道路・交通基盤の整備・充実に取り組んでいる。 このような中、令和7年1月19日からの路線バス減便は、通学や通院への影響が大きく、本村においては県立宜野座高等学校への進学や定住人口へも影響するものと懸念しており、令和7年1月15日に県に対し生徒等への緊急的な対策や本島北部東海岸における公共交通の充実化について要請を行ったところである。 沖縄県においては、「サンライズベルト構想」を策定（令和3年3月）し県土の均衡ある発展に向け、東海岸地域の活性化・発展に取り組んでいるところであるが、公共交通が脆弱であることは、教育環境及び福祉の平等性・公平性への影響に加え観光面においても影響し、本構想の推進にも支障となるものであることから、公共交通網の充実に向け取り組む必要がある。 （その他懸念事項）

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			※現在のところ鉄軌道の推奨ルートも外れている。 ※宜野座恩納線による連携についても道路整備が進まない状況。 ※高齢ドライバーの免許返納が鈍化し事故の発生に繋がることも懸念。
14	河川管理について	河川管理について、景観・観光及び防災に配慮した適切な維持管理に向けて取り組んでいただきたい。	2級河川である漢那福地川の河口付近に立地する道の駅「ぎのざ」は観光拠点の整備等により賑わいを見せ、今後も周辺整備等を計画していること等、引き続き観光振興に取り組んでいるが、以前より河口閉塞が課題となっており、観光地としての景観やカヌー体験などへの影響があることから、早急に対策する必要がある。 現在、砂の堆積箇所は漁港区域となっており、以前、沖縄県土木建築部より漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区域の変更手続きを行っていくとの回答をいただいているが、変更に至っていない為、早急に手続きを進めていただくとともに河川区域として適切な維持管理に努めていただき、一帯の賑わい創出にご協力いただきたい。 また、浚渫の頻度を軽減するため、改めて導流堤の整備など抜本的な改善対策についても検討していただ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			く必要がある。 普通河川である宜野座福地川については、村及び周辺住民による除草作業など維持管理に努めているが、地域より浚渫の要望もあり、豪雨時の洪水等も懸念されることから浚渫等の維持管理についてご支援をいただきたい。また、改修計画を検討していることから、親水性護岸の整備等に向けた情報提供の必要がある。
15	沖縄自動車道県道１０４号線沿いスマートインターチェンジ及び名護向け屋嘉インターチェンジの設置について	国道３２９号の渋滞の解消及び地域活性化を図るため県道１０４号線沿いにスマートインターチェンジの設置にご協力いただきたい。	金武町のギンバル訓練場跡地（中川地区）は、観光及びスポーツコンベンションの拠点として開発を進めており、医療リハビリ関連施設や金武町ベースボールスタジアム、金武町フットボールセンター、金武町屋内運動場、ＫＩＮサンライズビーチ、民設民営における温泉宿泊施設等の整備が整い、北部東海岸の観光産業の振興や地域活性化が見込まれている。 一方で、金武町を通る国道３２９号は、米軍施設キャンプ・ハンセンの影響により米軍車両や軍属車両等が一般公道を通行し、交通量が多い状況であり、加えて、中南部（恩納村地域含む）からギンバル地区への観光客の増加に伴う交通量の増加が見込まれている。 以上のことから、交通渋滞の緩和と緊急（救急）車両の利便性の向上を図ることを目的に、県道１０４号

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			線沿いに設置されているキャンプ・ハンセン第4ゲート付近への「スマートインターチェンジの設置」と、「屋嘉インターチェンジの名護向けの設置」が必要である。
16	伊芸地区海岸護岸整備について	伊芸地区の海岸において護岸が一部崩落しているため対策を講じていただきたい。	伊芸地区の海岸においては、以前より、波や雨水等の影響により護岸の石積みの一部が崩落している状況である。 沖縄県土木建築部との会議でも指摘しているが、修復がされておらず、一昨年8月の台風6号により、崩落がさらに進んでいる状況である。 近年、集中豪雨等が多く、今後さらに崩落が加速し国道への影響も懸念されることから、早急に対策を講じていただく必要がある。
17	伊江港港湾整備事業について	伊江港港湾整備事業において、運天港に台風時に避難できる岸壁を整備していただきたい。	現在、伊江村ではフェリーいえしま、フェリーぐすくの2隻を所有している。伊江港では台風時に、風浪・うねりで港湾内の静穏性が十分に確保されないことから、2隻のフェリーは長時間かけて、今帰仁村運天港への避難を余儀なくされている。それが要因で、就航率低下が問題となり、安定的なフェリー運航に支障を来している。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			また、外国船等の使用時には避難できない場合があり、大型台風の襲来時にはフェリーが安全な場所へ避難できず座礁などの危険にさらされている。 よって、船員の安全と生活航路を運航するフェリーの被害を防ぐため、運天港に台風時、避難できる岸壁を新たに整備する必要がある、台風接近時に運天港へ避難できる体制づくりが求められる。また、伊江港での一時避難係留施設の整備とプレジャーボート係留施設を伊江港西側港内に整備する必要がある。
18	本部港の屋根付歩道の整備について	本部港の屋根付歩道の整備をしていただきたい。	伊江村では平成15年度より修学旅行生を島の民家で受け入れて、民家の家族と一緒に泊まる「民泊」事業が始まり、令和元年度には288校、約4万人の利用があった。しかし、本部港には屋根付歩道がないため、修学旅行生や利用者は移動の際に、雨や強い日差しにさらされ不便を強いられている状況である。 現在、沖縄県では対策方法を検討中との事であるが、修学旅行生や利用者への環境改善対策として早期の整備が必要である。
19	伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	伊平屋・伊是名間架橋の早期実現をしていただきたい。	伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農漁業を中心とした地域振興を精力的に推進

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			し、一定の成果を収めてきた。 しかし、産業や教育、医療、福祉等々、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が必要である。 そのためにも、陸・海・空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を少しでも縮小させ、地域振興を図っていくために、両村を結ぶ架橋は不可欠であり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスの向上に大きく貢献するものと考えている。 以上のことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。
20	北部離島地域の空港建設及び整備について	① 伊平屋空港設置に向けて、早期建設を実現していただきたい。	伊平屋・伊是名両村と沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、両村のフェリーは1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期など欠航を余儀なくされており、物資の遅配や観光客・イベントのキャンセルなど村民生活や地場産業及び観光産業等、伊平屋・伊是名両村の振興発展に与える影響は甚大である。また、生活物資の購入や通院等で中心都市への長時間の移動により、本島での宿泊を余儀なくされる環境等が時間的・経済的に村民生活

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		② 伊江島空港の利活用に向けた施設整備を行っていただきたい。	を圧迫し、定住促進を図りがたい一因となっている。 これらの課題をクリアするためには、交通形態の多様化によるアクセス手段の安定確保が必要であり、航路のみならず空路の確保のため、早急な空港建設が必要である。 離島である伊江村は、地理的自然条件による格差は依然として大きく、島への交通アクセスはカーフェリーを主としており、気象条件等に大きく左右されることから、伊江島空港を活用した交通ネットワークの構築が望まれてる。 また、北部地域への観光の移動手段は、陸路のみであることから、観光客の受入れ態勢の強化のためにも慢性的な交通渋滞の解消が必要であり、2025年に北部テーマパークが開業した場合、より一層その重要度が増す。さらに、第6次沖縄観光振興計画でコロナ収束後は沖縄県北部への観光客の増加が見込まれており、陸上及び海上交通に加えて伊江島空港を活用することにより、北部観光の利便性の向上が図られると記されている。 よって、伊江島空港の利活用は、北部振興のみならず、沖縄全体にとって観光客の受入機能強化につなが

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			り、沖縄観光の発展に大きく寄与すると推察されることから伊江島空港の施設整備に向けた取組を行う必要がある。

2. 中部地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
1	潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	潮乃森への企業誘致を推進するため、埋立て・地盤改良及び各種整備の令和11年度完了を実現していただくとともに、施設整備事業等の取組みに対し、積極的にご支援いただきたい。	沖縄市は、潮乃森を沖縄本島東海岸地域の振興に繋がる一大プロジェクトと位置づけ、国及び沖縄県と連携し、事業周知や付加価値の創出等に向け、「ロングビーチを活かしたまちづくり」や「企業誘致活動」、「カーボンニュートラル」等に取り組んでいるところである。 進出を検討する企業からは、事業スケジュールの提示を求められており、埋立てや臨港道路の整備・地盤改良等を令和11年度までに確実に完了していただく必要がある。 また、円滑な土地利用に向け、多目的広場や道路等の施設整備、潮乃森を含む中城湾港全体の脱炭素化やスーパーヨット受入の環境整備等については、埋立完了前から、県による積極的な協力、支援が必要である。
2	学校給食費無償化の全額県費負担による早期実施について	世代や地域間格差が生じる事なくかつ安定した学校給食が受けられるよう、全額県費負担による学校給食費完全無償化の公約を、一刻も早く実現していただきたい。	学校給食費無償化については、昨年5月、中学生の学校給食を無償にする市町村に対し費用の半分を県が補助する制度を2025年度から実施すると唐突に知事発表したことを受け、昨年6月6日に沖縄県市長会により全額県費負担による早期実現を求める決議文が手交されたところである。 その後、県は、当初示していた学校給食を無償にす

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			る市町村への補助から、41市町村一律に半額補助する方針へ転換したものの、中学生のみを対象とする限定的な補助であることから、到底受け入れられるものではない。 また、子どもの貧困率が全国比で約2倍となる本県において、知事が重要政策として掲げた「学校給食費無償化」の公約は、子育て世代にとって、まさに切実な願いであり、補助対象を中学生に限定するとともに、就学援助を除外した支援は、子育て世帯間の格差を新たに生み出すことへとつながり、知事の標榜する「誰一人取り残さない沖縄」に相反する取り組みである。 子育て支援については、世代・地域間格差が生じる事なく、全県的に安定した学校給食が受けられるよう、早急に全額県費負担による学校給食費無償化を実現していただく必要がある。 また、県の財政的理由により段階的に実施するのであれば、完全無償化に向けたタイムスケジュールを明示していただく必要がある。
3	重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化	沖縄本島中部東海岸地域からハシゴ道路ネットワークに連絡する中部東道路の早期事業化の推進と	重要港湾である中城湾港の新港地区においては、企業立地が進み、令和5年度立地企業は270社を超え、就業者は6800名を超える状況となっており、新港

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	化について	既存物流道路の機能強化を図って いただきたい。	地区周辺道路やアクセス道路においても交通量が増え、慢性的な渋滞が発生している。 新・沖縄２１世紀ビジョンにおいては、「新港地区と那覇空港及び那覇港との連携強化に取り組む必要があり、重要物流道路等の陸上輸送の基盤整備促進」が明記されていることから、既存の物流道路の補完路、代替路として新港地区と沖縄自動車道を結ぶ物流道路の構築が急務である。 一方で海中道路で結ばれた平安座島に立地する油槽所からは、沖縄県本島で消費される燃料油の約６割が供給され、平時でも災害時でも安定的な供給が求められており、油槽所と空港、重要港湾を結ぶ強固な輸送道路の構築が喫緊の課題である。 令和３年に策定された沖縄ブロック新広域道路交通計画で構想路線に位置付けられた「中部東道路」の早期実現は、これらの課題を解決するばかりでなく、沖縄本島中部地域唯一の三次救急医療機関である県立中部病院への所要時間短縮が期待されるなど、地域にとっても大変重要な道路になると認識していることから、ハシゴ道路ネットワークに東西方向に連結する速達性の高い高規格道路が沖縄県の自立型経済の確立及び県民の生命財産を守る重要な道路として「中部東道

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			路」の早期事業化を図る必要がある。 また、既存の物流道路として機能している県道沖縄環状線と県道36号線の速達性向上ならびに渋滞解消のため、立体交差化を含めた交差点改良や複車線化等、物流道路の代替路・補完路として機能する整備が必要である。
4	県道伊計平良川線の早期整備について	十分な予算確保を行っていただき、県道伊計平良川線整備の早期完了を図っていただきたい。	県道伊計平良川線道路整備事業については、現在宮城島工区（池味～桃原区間）の一部区間において、用地測量等の実施中であり、完了後用地取得に取り組むと伺っているが、事業計画及び予算措置状況を顧みますと、大幅に進捗が遅れていることが懸念されている。 昨年7月に発生した台風第6号において、主要なアクセス道路である「一般農道宮城線」で大規模な土砂崩壊及び擁壁を含む路面崩壊が発生したため、全面通行止めによる交通規制を実施する必要性が生じており、島民の生活・生命線としてのライフライン並びに緊急輸送道路としての役割及び観光客にとって安心・安全に資する道路としての役割を担う本路線の整備は非常に重要である。 本路線整備に対する十分な予算を確保していただき、早期の整備完了を図っていただく必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
5	勝連半島一周道路にかかる （仮称）勝連半島南側道路の整備と県道37号線の老朽化対策について	（仮称）勝連半島南側道路の早期事業化と、県道37号線の維持・補修に係る早期整備を図っていたきたい。	（仮称）勝連半島南側道路は、平成30年度より環境アセスメント調査が実施され、（米軍用地の共同使用手続きに期間を要しており、）まもなく6年が経過するところである。 当該事業は、16万トン級クルーズ船の受け入れが可能となった中城湾港と世界遺産勝連城跡、その先に繋がる海中道路や島しょ地域など観光拠点を結ぶネットワークとして、うるま市の文化観光資源を活用した地域活性化に欠くことの出来ない事業として位置づけられており、うるま市が実施している関連事業は着実に進捗が図られている中、当該事業の早期事業化を図る必要がある。 また、（仮称）勝連半島南側道路の延長で接続される既存の県道37号線は、老朽化が激しく、安全走行上の危険性が懸念されるとともに、快適性も損なわれていることから、大規模な舗装補修を講じていただいているところであるが、老朽化し、損傷のある箇所は未だ存在している。うるま市においては金武湾を望みながら島しょ地域へと繋がる観光ロードとして重要な道路であることから、抜本的な道路改良を行う必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
6	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員について	各小中学校に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、配置時間・日数を増やしていただきたい。	不登校児童生徒が年々増加しており過去最多を更新し続けている。現在、市内各小中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが配置されているが、配置時間・日数が十分ではなく、カウンセリング等の順番待ちをしている状況である。こども青少年課の心理士による定期相談も増加により逼迫し新規受付をストップしていることから、各小中学校に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、配置時間・日数を増やし、校内支援体制を強化する必要がある。
7	宜野湾横断道路（普天間飛行場の西側区間）早期事業化について	宜野湾横断道路（普天間飛行場西側の区間）について、普天間飛行場の返還時期によらず、早期事業化をしていただきたい。 また、道路線形及び沖縄西海岸道路との接続方法については、早急に決定していただきたい。	宜野湾横断道路（以下「当該道路」という）は、広域道路ネットワーク計画に位置付けのある重要な路線であり、調査中の東側区間も含め、国道329号から沖縄西海岸道路まで、沖縄県の東西を結ぶ高規格道路としての役割が期待されている。 また、普天間飛行場返還跡地のまちづくりを支える重要路線でもあり、那覇空港等からの速達性の観点等、跡地整備や沖縄振興に大きく影響を及ぼす路線である。 当該道路の西側終点部は、大山土地地区画整理事業区域を通過する予定であり、事業実施に向けて、当該道路の位置決定及び用地確保方策等の決定が急務となっ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			ている。 沖縄県からは、普天間飛行場返還時期が示されていない状況では、公共施設管理者負担金の事前協議は困難との回答を受けているが、返還決定後の用地確保では将来的な当該道路の整備が困難となる可能性があり、区画整理事業への悪影響も懸念される。 また、普天間飛行場の返還が実現されるまでの間、基地周辺において先行して整備可能な道路網の早期整備を実現することで交通ネットワークの充実を図る必要がある、このことが将来の跡地利用の円滑化にもつながるものである。 沖縄県全体の振興に大きく寄与する路線であるため、当該道路を大山土地区画整理事業に位置付け、現時点での用地確保が図られるよう、普天間飛行場の返還時期によらない、早期事業化を行う必要がある。 特に、その前提条件として必要な、道路線形及び沖縄西海岸道路との接続方法については、早急に決定する必要がある。
8	国民健康保険の安定的な財政運営の取組みについて	保険料（税）水準統一に向けて各市町村が取り組めるよう税率改定を実施し、赤字解消等の国保財	現在、保険料（税）水準統一の時期について見通しが立たない状況である。統一に向けて取り組むにあたり、法定外繰入を全市町村が解消すること等が必要で

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		政健全化に取り組んでいる市町村に対して財政支援を行うなど、積極的に国民健康保険の安定的な財政運営に繋がる取組みを行っていただきたい。	ある。そのため、税率改定等を実施し、赤字解消など財政健全化に取り組んでいる市町村に対しての財政支援や医療費水準の格差を縮小する取り組みについても、市町村と十分に協議するなど、県は積極的に保険料（税）水準統一に向けて、沖縄県国民健康保険の安定的な財政運営に繋がるよう取り組む必要がある。
9	障害福祉サービスの安定的な提供に係る財政支援について	障害福祉サービスの安定的提供のため、沖縄県重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助に関する予算を増額していただきたい。	障害者福祉サービス給付に対する障害者自立支援給付費国庫負担金の算定において、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）には国庫負担基準額（以下「基準額」という。）が存在し、それを超過する経費については算定の対象外となっており、宜野湾市においては基準超過額が数億円規模となっていることから、基準超過額を負担する本市財政を圧迫している状態が続いている。 一方で、基準額を超過する市町村に対しては、県補助事業である「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」において補助金が交付されるものの、当該補助金に係る予算額は県全体で1千万円程度となっており、宜野湾市における基準超過額の負担軽減に資する額には到底及ばない状況である。 このような事情も勘案し、県においては「重度訪問

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の予算を大幅に増額し確保する必要がある。
10	宜野湾市西海岸エリアにおける沖縄県の考え方について	沖縄コンベンションセンター、宜野湾港マリーナ、宜野湾海浜公園及び本市西海岸地域における連携及び新沖縄21世紀ビジョンにおける本市西海岸地域の沖縄県の考え方についてお示しいただきたい。	宜野湾市の西海岸地域においては、沖縄コンベンションセンター、宜野湾港マリーナ、宜野湾海浜公園等賑わいの創出できる施設が立地しているところである。併せてホテルや商業施設といった観光施設も立地し2月のプロ野球のキャンプ時には県内外から多くのファンが訪れるなど本県の観光振興に寄与しているものと思慮される。 一方、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」においては、「第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開」の中で、本市を含む中南部都市圏について、アジアの都市圏に比肩する都市圏の形成を目指すとし、西海岸地域においては、「世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等の形成を図る」と記載されておりますが、何ら沖縄県より個別計画等示されていない状況であると認識している。 今後、本市においては「仮設避難港地区における地区計画」を定める必要があることから点の整備ではなく本市西海岸地域を面として整備するためにも、沖縄コンベンションセンター、宜野湾港マリーナ等の沖縄

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			県の施設について今後のあり方や「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」について沖縄県の考え方についてお示しいただく必要がある。
11	沖縄県道「宜野湾北中城線」について	西普天間住宅地区供用に伴う県道宜野湾北中城線の渋滞対策及び交通体系の考え方をお示しいただきたい。	令和7年1月に琉球大学病院の開院、令和7年4月には琉球大学医学部の開学又、西普天間住宅地区の供用開始を迎えるなか沖縄県道宜野湾北中城線の渋滞が顕著になることが想定されているところである。そのため沖縄県において当該道路の渋滞対策及び今後の交通体系の見直し等お考えがあるのかお示しいただく必要がある。 また、渋滞対策においては、地域の事業者に大きな影響が懸念されることから通り会などと意見交換等を実施し渋滞対策を実施するのかお示しいただく必要がある。
12	嘉手納漁港の航路の浚渫について	嘉手納漁港における航路浚渫工事を早急に実施していただきたい。	嘉手納漁港では、県による「水産物供給基盤機能保全事業」の開始によって、施設の機能復旧工事が令和6年度から開始されているが、前倒しで実施される予定であった航路浚渫工事が、令和6年度の入札不調により次年度に再度入札することとなったとの説明があった。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			これまでも要望してきた通り、嘉手納漁港のある比謝川の下流域では、日々土砂の堆積が蓄積され、水深が浅いことにより漁船の対面航行ができず、双方が譲り合う片側航行をしなければならないといった状況が続いており、嘉手納漁港を活動拠点とする漁民の活動に支障が出ている。 令和7年度は、入札不調とならないよう適切な対応を行い、航路浚渫工事を確実に実施することにより、早急に漁民の漁業活動を改善する必要がある。
13	海岸堤防強靱化について	防災・安全交付金及び海岸メンテナンス事業費の予算を確保し、高潮・高波対策工事を早期に完了していただきたい。	平成30年9月に襲来した台風24号は、沖縄県に甚大な被害を及ぼし、嘉手納町においても町域の沿岸部である水釜海岸に面する西浜区地域を中心に、暴風と高潮、高波により既存堤防の一部が破壊され、押し寄せる高波が堤防を越波し、町道の冠水や家屋の浸水、ブロック塀の崩壊、車両の水没等の被害を受けた。地元住民からは、同様の災害発生による生活再建の不安や既存堤防の強度に対する懸念の声が上がり、早期の対策が求められている。現在、国の補助事業を活用し整備を推進していただいているところであるが、近年における台風は大型化し、かつ、多発傾向にあり、いつ同様の被害が発生してもおかしくない状況である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			これまで県に対し継続した予算の確保を要望し、被災地域を中心に整備を推進して頂いているが、被災から5年が経過した令和5年度末における事業の進捗率は、19%に留まっている。ついては、北側住宅地域の高潮・高波対策工事の早期整備完了を図っていただくとともに、南側の未整備区域についても、その近隣で町による兼久海浜公園のリニューアル工事が控えていることから、早期に工事を完了していただく必要がある。
14	大型MICE施設の確実な整備等について	大型MICE施設の令和11年3月供用開始に向け、課題解消及び再公告に向けた取り組みを推進していただきたい。	西原町及び与那原町にまたがる大型MICE施設整備計画については、令和6年9月の入札不調を受け、県の目標としている令和11年3月の供用開始に遅れが生じる見込みとなっている。 平成27年5月に中城湾港マリンタウン地区が建設地として決定して以降、町民や町内事業者の期待が高まる一方、当初予定されていた令和2年供用開始からの大幅な遅延や施設規模の縮小など、大型MICE施設建設の実現性に対する不安の声も高まっている状況である。 大型MICE施設整備については、両町のみならず、沖縄県東海岸地域の発展に大きく寄与する事業である

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			ことから、その整備については確実に実施いただくとともに、目標としている令和11年の供用開始に向け、入札不調の原因究明及び早急な再公告の実施について、県をあげて全力で取り組んでいただく必要がある。
15	県において実施予定の学校給食費無償化の対象に就学援助対象者も含めること等について	県において実施予定の学校給食費無償化の制度設計等について、あらためて検討していただきたい。	県においては、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」として、令和7年度より中学生の学校給食費の1/2相当額の補助を開始し、学校給食費の無償化に向けた取組を進めているところであるが、現在の県教育委員会の制度説明では、補助対象者から就学援助対象者を除くこととしており、その理由として、準要保護児童生徒関係費への交付税措置が挙げられている。 県の学校給食費無償化への姿勢については大変評価しており、今後も人口減少対策、子育て世帯支援として積極的に推進していただきたい施策であると考えているが、西原町の令和5年度決算ベースによる試算によると、就学援助費決算額56690千円に対し、準要保護費用にかかる基準財政需要額算定額が19930千円となっており、こども貧困緊急対策支援事業費県補助金として県より直接交付された3897千円を加味した場合においても、32862千円の財源不足

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			が生じている。さらに、基準財政収入額（準要保護措置見合分）を加味した交付税交付額ベースで試算した場合においては、45402千円の財源不足となり、安定した財政運営が厳しい状態となっている。 就学援助対象者も補助対象者に含めることで各市町村においてはこれまで財源不足を理由として取り組むことのできなかつたあらたな子育て世帯支援策等の財源として活用の幅が広がるため、学校給食費無償化に向けた制度設計について、あらためて熟考いただく必要がある。 また、現行の就学援助制度における各市町村の財源の実態についても的確に捉えていただき、県補助金の拡充についても併せてご検討いただくとともに、国に対し、地方交付税措置額の拡充についても強く訴えていただく必要がある。
16	（仮称）沖縄読谷線及び沖縄西海岸道路に係る整備について	返還予定の有無に関わらず、（仮称）沖縄読谷線を都市交通体系マスタープラン等の県関連計画へ位置付けていただきたい。 また、国道58号の渋滞緩和及び観光施設へのアクセス向上など	沖縄中部地域においては、中央に広大な米軍基地が位置していることから、東西連結のハシゴとなる道路が十分とはいえない状況にある。特に、沖縄市～読谷村間については、米軍嘉手納弾薬庫地区により、沖縄自動車道とのアクセスや緊急医療施設へのアクセス、沖縄市北部地域、うるま市中城湾地域とのアクセスな

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		地域活性化のため、沖縄西海岸道路（読谷道路）の早期完成及び嘉手納バイパスの整備についても併せて早急に進めるよう、国へ要望していただきたい。	ども迂回を余儀なくされている。 中部広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においても広域的位置付けとして、機能分担や連携が図られたコンパクトな市街地と各地域の拠点を結ぶ道路や公共交通などのネットワークを形成していく必要があると記載されており、シームレスな交通体系の構築や、医療施設や福祉施設の連携強化、東海岸と西海岸の人の流れ、物流の効率化の観点などからも、東西幹線となる道路を整備することは広域的都市計画を形成するうえで必要不可欠である。 よって、S A C O合意や米軍再編の返還予定地に含まれていないなど、具体的な基地の整理縮小が見込めない状況にあっても、共同使用などの可能性を調査研究するためにも（仮称）沖縄読谷線を県関連計画に構想路線等として位置づけていただく必要がある。 また、読谷村に係る幹線道路である国道58号では、渋滞緩和及び周辺観光施設へのアクセス向上、地域活性化のために沖縄西海岸道路（読谷道路）の整備を行っているが、その早期完成及び嘉手納バイパスの整備についても併せて早急に進めるよう、国へ要望していただく必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
17	既返還跡地（読谷補助飛行場跡地及び瀬名波通信所跡地）の支障除去について	既返還跡地（読谷補助飛行場跡地及び瀬名波通信所跡地）についても「沖縄における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に準じた支障除去を講じていただきたい。	平成18年に返還された読谷補助飛行場跡地について、これまで軍用地として使用されていた間、フェンス等が設置されていなかったため不法投棄がされ、地中より廃棄物等が出土している状況にある。 同跡地においては、平成25年度より県による土地改良事業が実施されたが、事業区域内で廃棄物が出土し、あわせて有害物質も検出されたため、当該地を除外することとなった。 また、同跡地の区画整理事業においても、廃棄物の処理により事業計画を延長せざるを得なく保留地の販売等、事業に多大な不利益を被っている。 同時期に返還された瀬名波通信所跡地など、今後整備予定の返還跡地についても廃棄物等が出土する可能性があり、跡地利用計画への影響が懸念される。 については、軍用地として使用された間の不法投棄（廃棄物）の処理として国の施設管理責任のもと、早急に一括処理していただく必要がある。
18	中部広域都市計画への移行について	中部広域都市計画区域移行について早急に県の方針を示していただきたい。	昭和47年に沖縄県によって那覇広域都市計画区域に指定され、昭和49年に市街化区域、市街化調整区域を分ける区域区分の決定が行われた。現在、中城村、北中城村の市街化調整区域の割合が8～9割であり、市

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			街地形成が抑制されている。 一部の地域では緩和区域が設定され、第三者でも自己用の戸建て住宅が建築できるようになったが、未だに二世帯住宅や共同住宅、事務所すら建築できないなど、地権者にとっては土地活用による「自由な経済活動」ができない状況が続いてる。 今後の沖縄振興や魅力ある両村の発展には、商業施設、宿泊施設、観光関連企業等の立地が重要であると考えているが、規制が厳しいために企業誘致もままならない状況である。そのため、沖縄県によって市街化区域、調整区域が指定される那覇広域都市計画区域から、用途地域指定ができる中部広域都市計画区域へ移行できるよう要望してきた。 両村では、令和5年10月に、「中城村・北中城村共同まちづくり計画」の策定を行った。現在、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導について、立地適正化計画及び土地利用計画の策定に向けて取り組んでいる。両村の中部広域都市計画区域移行について、対応方針を示していただく必要がある。
19	宜野湾横断道路東側区間の早	宜野湾横断道路東側区間を普天	令和2年度に国道329号西原バイパスが都市計画に

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	期着工について	間基地返還に先駆けて早期に着工していただきたい。	決定され、国直轄事業として設計等が着々と進められており、令和13年度の供用開始が予定されている。 周知のとおり、国道329号西原バイパスが整備される東海岸地区には MICE施設の建設が予定されており、沖縄経済の起爆剤となることが期待されている。しかしながら、MICE施設の周辺地域には宿泊施設が少なく、国際会議や大規模な展示会等の開催を誘致するには、宿泊施設を有する中北部や西海岸との動線を確認することが急務と考える。そのためにも、国道329号西原バイパスと沖縄自動車道を繋ぐ宜野湾横断道路（東側区間）の早期整備が必要である。 国道329号（中城村字津覇）を終点とする宜野湾横断道路の東側区間を先行整備するだけでも、「ハシゴ道路ネットワークの強化」、「救急医療体制の強化」、「防災避難体制及び物資輸送力の強化」、「東海岸サンライズベルト構想への寄与」「中城 I C 周辺の新たなまちづくり」等の効果が期待でき、中城村のみならず、東海岸地区、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものと思慮されることから、早期の事業化が必要である。
20	護岸の老朽化対策について	中城村久場～北中城村熱田間の	中城村久場～北中城村熱田にかけて築造された護岸

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		護岸について、老朽化対策を実施していただきたい。	は、琉球政府時代に築造された護岸だと思われる。現在、老朽化が著しくこのままでは崩壊の危険性があり、今後台風や高波が発生した場合には甚大な被害になることが予想される。海岸保全区域に入っていないため、事業化が困難とのことだが、護岸が崩壊する前に海岸保全区域に指定し、対策を行う必要がある。

3. 南部地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
1	南部地域における道路交通網の整備について	① 本島南部の東部地域から南風原町内を結ぶ南部東道路の早期供用に向けた予算確保及び体制強化による整備促進を図るとともに南城つきしろＩＣからの延伸を実現していただきたい。	南部東道路は、本島南部の東部地域から那覇空港や県都那覇市を結び、さらに本島中北部地域への連絡道路として、重要な役割を果たす道路で沖縄県道路整備プログラム（２０２３年３月沖縄県土木建築部）にハシゴ道路ネットワークとして位置づけられ、世界文化遺産の「斎場御嶽」や神々の島「久高島」など、多くの観光拠点を有する南城市から那覇空港自動車道や周辺の国道・県道を結ぶ広域ネットワークを形成する重要な路線である。 特に南城市は三方を海に囲まれ、海拔の低い地域に多くの市民が暮らしているほか、昨今の地球温暖化による大型台風の襲来に加え、沖縄近海を震源とする地震による津波発生も指摘され、南城市東部地域の災害時における住民及び観光外来者の避難・救助・物資供給等を担う道路構築が急務となっている。 当該道路は、平成２３年４月に事業着手し、平成３０年３月には那覇空港自動車道への直接乗入れの計画変更が認められ、その整備効果は、広域的な交通及び物流面の利便性が飛躍的に向上し、本県の均衡ある発展に大きく寄与するものと期待されている。 しかしながら、平成２３年度の事業着手から１４年が経過しているが、これまでの進捗状況から、現在目

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		標とする２０２０年代後半の全線供用（暫定２車線）開始も全く見通せない状況にある。 また、南城市では令和６年８月に県内初出店となるコストコ沖縄南城倉庫店が開業し、開店時には想定以上の来店客により、アクセス道路となる県道８６号線と県道１３７号線及び周辺道路において大規模な交通渋滞が発生し、依然として土日祝日や時間帯において交通量増加による交通渋滞によって、住民生活や地域の経済活動に支障を来している。今後もコストコ周辺において商業施設等の開発が見込まれており、更なる交通渋滞の発生が懸念されるなど当該道路の整備の遅れは、住民生活の利便性のほか、観光や災害面からも大きな課題となっている。 こうした状況から、事業化区間（暫定２車線）の早期全面開通に向けた整備促進と南城つきしろＩＣからの延伸及び全線４車線化の実現に向けて事業を推進する必要がある。 ② 国道５０７号・八重瀬町東風平から同町具志頭までの区間と津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間を早期整備して	国道５０７号八重瀬道路は、那覇東バイパスを起点として八重瀬町の島尻教育事務所付近までの区間においては都市計画道路として整備事業が推進されている。 津嘉山バイパスについては、平成２６年４月に全線

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		いただきたい。	供用されたところであるが、八重瀬町東風平から終点の具志頭交差点までの区間においては、当初計画の平成28年完成供用から令和6年完成供用へ期間が延長されているが、令和5年度現在の交付金事業費ベースの執行率は42%となっており、現状においては完了の時期が不明である。また、国道507号と県道131号線が交差する座喜味交差点は右折帯がなく、朝夕問わず交通渋滞が発生するなど通勤等に影響を来している状況もあることから、慢性的な交通渋滞の緩和対策のほか、歩行者の安全対策やバス停上屋の設置及び無電柱化対策を含め早期整備が望まれている。 また、津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの未整備区間については、歩道が狭く、バスの運行が多い路線にも関わらず、バス待ち空間が確保されておらず、さらに、都市計画決定から29年が経過し沿線の建物も老朽化が進み、まちづくりへの影響や地震などの自然災害の際には甚大な被害が想定され、周辺地域の整備に大きな支障を来す恐れがある。 こうした状況から、当該路線は南部地域を唯一縦断する国道507号とあわせて当該地域の活性化や主要幹線道路を形成する骨格道路として寄与するものであり、早期に事業を完了する必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		③ 那覇空港自動車道（小禄道路）の整備促進及び瀬長交差点の改良を図っていただきたい。	那覇空港自動車道（小禄道路）は、沖縄自動車道と一体となって、沖縄本島全域と那覇空港間の定時性・速達性を確保し、観光産業や物流の効率化を支援するとともに、那覇市内及び南部地域の交通渋滞の緩和に資する重要な道路である。 令和5年度から那覇空港自動車道（小禄道路）の整備に伴い、名嘉地ロングランプが取り壊しされ、ランプ撤去箇所付近の道路整備工事の影響によって周辺道路の渋滞がより厳しくなっていることから、交通渋滞対策を引き続き実施する必要がある。 また、本工事の影響に伴い糸満工業団地立地企業へは、高速道路を利用する際は那覇糸満線を通過し、南風原南ICを利用するよう呼びかけられており、阿波根（東）交差点の更なる渋滞と交通事故が懸念されることから、同交差点において交通事故防止の観点から、右折専用レーン設置の事業化が必要である。 さらに、当該道路の整備とあわせて、瀬長交差点に隣接する与根地区においては土地区画整理事業が進捗中であり、令和2年8月の友愛医療センターの開院に引き続き、令和4年3月には、レンタカーステーション及び大型物流倉庫の開業に伴い交通量が増加しており、糸満市においても、昨年度事業認可を受けた真栄

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			里土地区画整理事業地区や、現在進行中である南部病院跡地等造成事業の整備計画からも国道３３１号については、さらなる交通量の増加が見込まれることから、交通渋滞対策として瀬長交差点の改良も必要となる。 こうした状況から、那覇空港自動車道（小緑道路）の早期整備及び周辺の交通渋滞対策が必要である。
2	南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について調査検討をしていただきたい。	現在、沖縄県の鉄軌道の概略ルートは那覇～名護間となっており、那覇以南の区間は採算性の低下を招くとして除外されている。 また、モノレールの延伸についても費用便益や採算性の課題から構想が進展していない状況である。 那覇市周辺の慢性的な交通渋滞は、観光や物流、産業活動の発展の大きな阻害要因となっており、加えて、今後の南部地域については、新たなリゾートホテルや水産物地方卸売市場の開業、物流団地の整備など更なる発展が見込まれ、交通需要のより一層の増大が予想される。 これらの状況の改善には、自家用車及びレンタカーの利用から新たな公共交通への転換が必要であり、そのためには定時定速性が確保できる軌道系公共交通の導入が最も有効であると考えられることから、将来的

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			な交通需要の増加を踏まえて軌道系交通導入による住民生活環境の向上、観光振興の推進、地域経済の生産性の向上などの視点から、南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について引き続き調査検討が必要である。 あわせて、豊見城市においては慢性的な交通渋滞をはじめ、路線バスの運転手不足問題、入域観光客数の増加、道路環境整備等に伴う交通移動者増及び周辺地域の開発需要拡大など様々な課題を解決するため、新たな公共交通として都市型ロープウェイの導入を検討していることから、こうした市町村独自の取組に対し、沖縄県による助言や予算獲得の支援・協力が必要である。
3	バスの再編について	南部地域の移動利便性の向上を図るため、バス路線の再編と路線バス事業の県営化も含めた持続可能な地域公共交通の維持・確保策について検討していただきたい。	那覇市を含む南部地域の交通渋滞は深刻な課題であり、渋滞による経済損失は計り知れないものがある。 交通渋滞を緩和するためには、自動車中心の移動から様々な交通手段を活用できる環境づくりが必要である。その中でも、持続可能な地域公共交通の役割は重要であり、運行本数の見直しやバス路線の再編が必要であることから、県が中心となって市町村とともに路線再編の準備を進める必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			また、運転手不足等の影響により、バスの減便等が進むなど、県民の足である公共交通は崩壊しかねない。 振興計画の10年間で持続可能な地域公共交通の維持・確保のためにも、路線バス事業の県営化等を含めた施策についても議論を行う必要がある。
4	信号機の設置について	信号機の設置数を増加していただきたい。	近年、与那原・糸満警察署管内では、車両台数の増加に伴う道路の新設等が進められているが、十字路やT字路では、車両通過及び歩行者の横断が頻繁にあるにも関わらず信号機のない箇所が多々あるほか、県内の信号機設置数が、令和4年6箇所、令和5年10箇所と確認しており、危険箇所など必要な場所への十分な設置ができない状況にある。 また、大型商業施設の開設や観光客、インバウンドの増加により、日本の交通ルールに不慣れな利用者を含め、通行車両も増加し交通事故の危険性が高まっていることから、同警察署管内において、信号機設置数の増加が必要であり、安心・安全な環境の整備を図る必要がある。
5	慰霊碑・戦争遺跡等について	① 沖縄戦跡国定公園や南部地域一帯に点在する慰霊碑・避難壕	沖縄戦により県内各地には慰霊塔・碑や避難壕（ガマ）などの戦争遺跡があり、最後の激戦地となった沖

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		(ガマ)などの戦争遺跡の保全等を国・県の施策として取り組んでいただきたい。	縄戦跡国定公園域内には、県内外の慰霊塔・碑が集中している。 沖縄県平和祈念財団により管理されている慰霊塔・碑については、清掃が行き届き、慰霊に訪れる方々を常に受け入れることが可能となっている。しかし、同財団の管理を受けない慰霊塔・碑にあっては、所在する自治会のボランティアにより対応を行っているが、時間の経過とともにご遺族や関係者による慰霊祭などの開催が途絶えるなど、ボランティアの目的が曖昧になっているほか、建立したご遺族の高齢化等により継承者が少なくなるなか、当事者を交えた慰霊塔・碑の在り方の検討がなお一層困難になることから、沖縄県において統一した管理方法の検討が必要である。 また、戦争の物言わぬ語り部である避難壕（ガマ）にあっては、崩落がみられるなど劣化が進行し、立入禁止箇所が増加している。 避難壕（ガマ）は戦争遺構として、平和学習や戦争の追体験をするうえで重要な役割を担っていると同時に、平和観光の重要な資源となっていることから、沖縄県において保存公開に向けて取り組んでいる第32軍司令部壕のように他の避難壕（ガマ）についても国・県の重要な施策として位置づけ、その保存に取り

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		② 多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を制定していただきたい。	組む必要がある。 沖縄県内には、自然洞穴（ガマ）、旧日本軍による軍事関連施設跡、銃弾痕等が残る石垣や近代建造物（コンクリート製建造物）等の多種多様な戦争遺跡が確認されており、近年、その取扱いについての協議調整が増加し、個別に保存策等の対応をしているところである。 沖縄県教育委員会は、平成10年度から平成17年度まで実施した戦争遺跡詳細分布調査、また、平成22年度から平成26年度まで実施した戦争遺跡詳細確認調査によって、1076件の戦争遺跡を確認して県内の多種多様な戦争遺跡の概要を把握し、戦争遺跡を埋蔵文化財とする方向が望ましいと結論付けたものの、どのようなものを戦争遺跡として扱うのかなどの具体的な対象範囲についての指針等は示しておらず問題が生じている。 糸満市では、市内に所在するガマ（戦争遺跡）について開発事業との関連で、沖縄県教育委員会と糸満市教育委員会との間で文化財保護法第93条の解釈に齟齬をきたし、混乱が生じたことが一例として挙げられる。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			戦争の物言わぬ語り部である戦争遺跡を適切に保存・活用するためにも全県の戦争遺跡の実情を把握している沖縄県教育委員会は多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を関係市町村と協議の上、早急に制定する必要がある。
6	緊急自然災害防止対策事業債の継続について	令和3年度から7年度の事業期間である緊急自然災害防止対策事業債を継続していただきたい。	糸満市では、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、字武富地区急向斜地崩壊対策事業を令和4年度から実施し、令和6年度完了を目指しているところであるが、当該対策工事の実施に関しては、想定以上に工事が難航し、事業の進捗に支障を来している状況は否めないなか、それ以外でも同事業債の活用を見込んでいる地区がある。 しかし、同事業債は令和7年度で終了予定となっているため、令和8年度以降単独での事業実施は過大な財政負担となり、当該事業を必要とする自治体にとっては対応に限界があることから、令和8年度以降も同事業の継続は必要不可欠であり、県も市町村と意思を一つに本事業の継続を強く求める必要がある。
7	国民健康保険事業への財政支援等について	沖縄県国民健康保険が抱える特殊事情に留意し、沖縄県において	本県及び市町村国保財政について、国保県単位化に伴う公費拡充は全国的に行われているが、国の前期高

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		は、国保財政運営の責任主体として、国に対する財政支援要請をより一層強く働き掛けていただくとともに、県内市町村のみに財政負担を求めることなく、沖縄県においても、政策的な決断による法定外繰入れ等、国民健康保険制度の安定化に資する財政措置を実施していただきたい。 また、事業費納付金について、「納付金ベースの統一」に向けて、医療費水準の市町村格差の縮小に係る具体的な取組みを速やかに実施するとともに、納付金ベースの統一までの間、決算剰余金（事業費納付金過剰分）の活用にあたっては、各市町村の負担割合を勘案し、事業費納付金の負担者である各市町村と十分に協議を行い、合意を得た上で決定していただきたい。 なお、市町村との協議にあつ	齢者財政調整制度改正に伴い、本県の前期高齢者交付金は全国平均の半分程度の交付割合となっており、これによる県内自治体の財政負担増に対し、抜本的な改善は図られていない。さらに、県内国保被保険者の所得分布は、全国と比し、低所得者の占める割合が大きいため、市町村は財政運営にあたり、国保保険料（税）や政策的繰入金等の財源確保に大変苦慮する状況にある。 国保県単位化に伴い、県は国保制度の安定化のため、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うよう国から示されていることから、県は、国に対して財政支援の要請を強く求めるとともに、県による積極財政として沖縄県国保特別会計へ政策的繰入等を行う必要がある。 また、市町村が県に納付する事業費納付金について、県は算定にあたり、市町村毎の医療費水準を勘案しているが、県内市町村間の医療費水準は、全国と比して大きな格差が生じており、「納付金ベースの統一」に向けて、格差発生要因を分析の上、市町村への助言等、縮小に向けた具体的な対策を講じる必要がある。 なお、事業費納付金過剰分については、その財源は

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		ては、事前に十分な情報提供を行うとともに、県と市町村間のみならず、各市町村間を含めて相互の意思を通じ合い、意見交換する場を設置する等、丁寧に進めていただきたい。	各市町村の国保保険料（税）等であり、活用にあたっては、国策定の「国民健康保険納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」において、市町村との協議事項として示されていることから、「納付金ベースの統一」までの間、市町村負担割合を勘案し、事業費納付金の負担者である各市町村と十分に協議を行い、合意を得た上で決定する必要がある。 加えて、市町村との協議にあたっては、事前に十分な情報提供を行うとともに、県と市町村間のみならず、各市町村間を含めて相互の意思を通じ合い、意見交換する場を設置する等、丁寧に進める必要がある。
8	医療費助成事業の拡充について	令和4年度から沖縄県こども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。 同様に、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業についても、補助対象を「現物給付方式」まで拡充し、各医療費助成制度をさらに充実していただきたい。	令和4年度から沖縄県こども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。 一方、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、補助対象を「償還払い方式（自動償還含む）」としており、「現物給付方式」を補助対象としていない。 病児等を抱える家庭の医療費の負担は、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）にも同じように発生するものであるが、家庭の構成や障害の有無で助成

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			内容に格差が生じている現状がある。実際に、医療的ケア児を抱える保護者や支援者から、医療費が心配で病院に連れて行きたいが受診を控えていると、厳しい実情を訴える声がある。 医療費の心配なく診療を受けることのできる体制づくりは、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）の家庭等においても切実な願いであること、また、健康格差を生じさせないためにも、補助対象「現物給付方式」まで拡充し、制度の充実を図る必要がある。
9	消費者安全施策について	① 沖縄県にあっては、消費者安全法（平成21年法律第50号）第7条に基づき「消費者安全の確保に関する基本的な方針」第2-1-（3）を変更する提案を国に行っていただきたい。 ② 沖縄県教育庁にあっては、高校生向けの消費者教育の充実に努めていただきたい。また、進学	消費者生活相談員の処遇の改善は、人材の確保や離職の抑制が課題とされる同職の継続に照らして重要である。 これについて、財源の支援や報酬基準の告示などを国には率先して図られたいことから、国の方針たる「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更を沖縄県知事から提案する必要がある。 内閣府沖縄総合事務局の資料によれば、九州各県の消費相談件数において、20歳代の構成比が最も高いのは沖縄県である（令和4年度）。また、沖縄県にお

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		や就業を前にした高校生に対して、テキストや消費相談専門員との連携による消費問題の学習機会を充実させ、契約者主体としてのリテラシーを涵養して社会に送り出していきたい。	ける相談のうちいわゆる「インターネット関連の副業トラブル」が最も多いのは、全年代中20歳代となっている。 このように年代が消費者トラブルに巻き込まれる背景には、インターネットに親和性がある年代であることに加え、契約等に関する知識や注意意識が十分に涵養されていないことも考えられる。知人・友人からの「儲け話」に乗る形で名義を貸し、500人もの県内大学生が消費者金融から数十万～百数十万円もの借金をおったという事件も生じている（沖縄名義貸し事件、2017年）。 消費者に対する啓発は全年代を通じて行われる必要があるが、令和4年から成年年齢が18歳になったこともあり親の同意を得ずに様々な契約ができるようになったことから、進学や就職を前にした高校時代に均質な情報を一斉に提供できる得難い時期の教育を所管する県教育庁にあっては、子どもたちを賢く慎重な契約者主体として社会に送り出す必要がある。
10	学校給食費完全無償化制度の早期実現について	学校給食費完全無償化について、全額県費負担による制度確立を早期に実現していただきたい。	学校給食は、新学習指導要領特別活動編において、望ましい食習慣の形成を図ることの大切さを理解することなどの目標を定め、教育活動の一環として位置づ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			けられている。 また、学校給食費については、平成30年度に文部科学省が実施した「子どもの学習費調査」の結果、公立小中学校の学校教育に支出した経費の中で最も高額であると報告されている。 こうした中、沖縄県は令和7年度より市町村に対し中学生（就学援助対象者は除く）の学校給食費の1／2を補助する事業を実施する。 しかし、中学生のみを対象とした県の制度設計では、子どもの貧困対策はもとより、子育て世帯の負担軽減を図るには不十分であり、今後の国の交付金等の動向が不透明な中、市町村独自で補うには財政的負担も大きく、財政状況によっては地域格差が生じることが考えられる。 子育て支援に関する施策は全県的な課題であり、沖縄県内どこに住んでいたとしても教育費負担や子育て支援に地域格差が生じないよう、かつ安定した学校給食が受けられるよう、知事公約である「学校給食費無償化」について、小学生も対象とした全額県費負担による制度の確立を早期に実現する必要がある。
11	高齢者の移動支援に対する補	高齢者が交通・買い物難民にな	高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となり、

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	助制度の拡充及び創設について	らないよう、コミュニティバスやオンデマンドバス、福祉バス、高齢者バス等の高齢者の外出・移動支援に対し、公的補助制度を拡充及び創設していただきたい。	平成１０年の道路交通法の改正により、有効期限が残っている免許証を本人の意思で返却できる自主返納制度が開始された。 警察庁の統計によると、近年の自動車運転免許の自主返納者数は、東京の池袋で高齢ドライバーによる母子ら死傷事故が起きた２０１９年の６０万１０２２人をピークに、その後は４年連続で減少しており、２０２３年は３８万２９５７人となっている。 高齢者の運転による交通事故が社会問題化していることもあり、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じたときや、家族の勧めで免許返納を考える人は少なくないが、一方で、自主返納後の移動手段や生活に不安を持つ高齢運転者やその家族も多数いる。特に地方や、都会でも郊外部などは公共交通機関が十分でなく、車がないと生活できないエリアも多いことから、運転免許証を自主返納した方をはじめ、高齢者がマイカーに依存することなく移動することができ、充実した生活が続けられるよう、地域の実情に応じて、コミュニティバスやオンデマンドバス、福祉バス、高齢者バス等の高齢者移動支援を実施している自治体もあるが、高齢者も年々増えており社会保障費等の財政負担を伴うため、自治体のみでは満足に実施すること

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			が難しい状況である。 地域公共交通計画等に基づく高齢者移動支援を推進し、高齢者がマイカーに依存することなく移動できるようになることで、高齢ドライバーによる交通事故が減り、家族の心配が軽減されるばかりでなく、外出機会や積極的な社会参加が確保され、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるとの考えから、国において、高齢者移動支援に対し、既存の公的補助制度の拡充及び足りない部分に対する創設が必要である。
12	沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	沖縄県立離島児童生徒支援センターに入寮できない離島高校進学生徒に対し、公平な教育の環境整備を確立し、入寮希望者を全て受け入れできる施設の整備をしていただきたい。	沖縄県立離島児童生徒支援センターは、南部離島町村から長年の強い要望により設置が実現し、離島生徒の高校進学に際し、一家転住や島と本島との二重生活による経済的負担や、経済的要因等に左右されない公平な教育環境整備の必要性等により平成28年1月より運用が開始され、離島生徒の教育の不利性解消が図られているところである。 しかし、近年、全離島において那覇近郊への高校進学者の増加等により、当センターの入寮希望者が多く1学年40名入寮枠では、入寮枠に対し応募者が大き

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			くオーバーするのが現状で、入寮希望者に対する対応は不可能である。 次世代を担う子ども達が安心・安全に学び、誰一人取り残さない公平な教育環境整備を図り、子ども達が希望する高校へ進学できるよう、当センターを早期に拡張する必要がある。
13	サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期導入について	サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期導入のため、国予算の確保及び要望に応じた採択数の拡大について国へ要望していただきたい。	南北大東両村においては、機械化農業が進み、沖縄県の基幹作物であり島の基幹産業であるサトウキビの収穫においても、全ての収穫をハーベスタで行っているが、現在、ＪＡ、農業生産法人等が保有しているハーベスタの経年劣化が著しく、未だ修繕を重ねながら３０年近く経過したハーベスタも存在し、安全・安心な収穫が懸念されているところである。 そのため、ＪＡ、農業生産法人等が事業主体となり、国の直接採択事業へ応募申請しているが、採択に至らない現状があり、機能向上事業を活用し、収穫機械の性能維持に努めているが、型式の古い機械の部品の製造中止等もあり、収穫能力を維持出来ない状況が見込まれ、サトウキビ生産に多大な影響を与えかねない状況にあることから、早期導入が可能となるようハーベスタ導入の予算確保並びに要望に応じた採択数の拡大

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			について国への要望が必要である。
14	沖縄振興公共投資交付金について	① 令和7年度以降における公園整備事業及び街路整備事業実施のため、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の所要額を増額していただきたい。 ② 那覇市に対する沖縄振興公共投資交付金（家賃低廉化事業）の所要額を確保していただきたい。	沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の配分減額により、公園整備事業及び街路整備事業においては、用地補償の買い取り要望などに対応できないことや、工事による整備に遅れが生じている。そのため、事業の進捗が停滞し、計画的な取り組みが厳しい状況となっている。 沖縄振興予算については、継続的に所要額が確保できるよう国に対して強く働きかけていく必要がある。 那覇市において、沖縄振興公共投資交付金の減額幅が著しく大きい「家賃低廉化事業」は、助成期間が公営住宅建設後10年間と制限があり、配分されない対象分を後年度に請求することはできないものである。 令和6年度の本市配分額は10%（当初配分時点）と極めて低い配分を余儀なくされ（県の配分方針）、平成28年度から令和5年度にかけて交付されずに取りこぼされた額は約16億円にものぼる。 公営住宅整備事業に要した地方債の償還財源となる「家賃低廉化事業」の歳入減は、本市の財政運営に多大な影響を及ぼしており、早期に財政支援が必要であ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			ることから、所要額を確保できるよう国に対して強く働きかけていく必要がある。
15	沖縄師範健児の塔及び周辺関連施設の県営平和祈念公園への編入について	沖縄師範健児の塔や周辺の関連施設を世界に平和を発信する場所として、県営平和祈念公園への編入を行っていただきたい。	沖縄師範健児の塔は、建立から79年経過しており、老朽化が激しく遺族会の高齢化等もあり管理者が曖昧である。 特に、参道部分の階段は大きなひび割れが発生し、石垣は倒壊の危険性があり、さらに車道がなく利便性が悪い状況である。 本来、沖縄師範健児の塔は、慰霊祭や平和学習の場として毎年多くの観光客や参拝者が訪れる場所であり、同地域は県営平和祈念公園と等しく、世界に平和を発信する場として安心・安全に参拝できるよう同公園への編入を行う必要がある。 また、沖縄師範健児の塔南側の崖下やその一帯には、平和祈念公園内から投棄されたと思われる不法投棄ごみ等があり、これまで沖縄県と糸満市が連携し、ボランティア清掃を実施してきたところであるが、戦没者の遺骨や不発弾等が埋蔵している可能性があることから、戦後処理の一環として、不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者の遺骨収集及び不発弾等の撤去を早急に行う必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
16	県道豊見城中央線（県道 1 1 号線）の早期整備について	県道豊見城中央線（県道 1 1 号線）の高安北交差点から旧 N H K 入口交差点間及び豊見城交差点を早期整備していただきたい。	県道豊見城中央線（県道 1 1 号線）については、市内の小学校・幼稚園への通学路としても利用されている。 現在、事業が実施され一部拡幅整備が完了し、供用に至っているが、交通集中により高安北交差点、豊見城交差点を中心に旅行速度が低下しており、依然として交通渋滞が発生している状況である。 また、豊見城交差点周辺においては、豊見城市庁舎の移転に伴い、歩行者及び車両交通も増加している状況であることから、高安北交差点から旧 N H K 入口交差点間及び豊見城交差点について、用地買収及び物件補償等を含めた早期整備が必要である。
17	久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	知念半島から久高島に繋がる高速ブロードバンド網（光ファイバー）の整備をしていただきたい。	南城市久高島やうるま市津堅島は、役所機能がないため、県が実施する海底光ケーブル整備事業の対象外となっていたが、令和 5 年 7 月 9 日の新聞報道および令和 6 年 7 月 2 3 日の総務企画委員会において県事業による両島への海底光ケーブル敷設を検討するとの見解が示されたところである。 久高島では、高速ブロードバンド網の未整備等その抱える不利性により、移住・定住が進まず人口流出が課題となっており、防災、教育、医療等の多分野での

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			D X活用が求められていることから、海底光ケーブル敷設の早期実現を強く求める。 また、南北大東島の海底光ケーブル敷設が完了することを受け、久高島への光ケーブル敷設に対する具体的なスケジュールを示す必要がある。 久高島においても他の離島と同様に生活を営む沖縄県民がいる。沖縄県知事においては「誰一人取り残さない優しい社会の実現」を訴えており、交通条件や自然的・経済的条件が厳しい離島（辺地）については、是非とも沖縄県による事業化に向けた取り組みが必要である。
18	マリンタウン東浜水路の浚渫について	水路近隣住民の生活環境改善と与那原町の観光振興のため、早急に水路の浚渫をしていただきたい。	与那原町では、平成30年2月に与那原町観光実施計画を策定しており、「大綱曳」、「水路」、「M I C E」を優先的に取組むべき3つの重点事項として位置づけ、その推進を図っている。 また、中城湾港マリンタウンプロジェクトにより整備された与那原マリーナや埋め立てにより創設した東浜水路を本町の新たな観光資源として様々な施策を推進している。 加えて、沖縄県・西原町・与那原町において策定したマリンタウンM I C Eエリアデザインコンセプトに

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			においては、与那原マリーナや東浜水路などをブルーパスと位置づけ、海洋リゾートの拠点や水辺のリゾート回廊空間の創出として計画している。 さらに、令和4年8月には、沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画も公表され、沖縄県と連携を図りながら大型MICE施設を中心とした魅力ある周辺環境整備に取り組んでいる。 しかしながら、現在の水路は、土砂やヘドロが堆積しており、干潮時には悪臭の発生要因となるため、観光資源として十分に活用できない状況であるとともに、近隣住民の生活へも悪影響を及ぼしている。 本町においても水路の水質改善のため、下水道接続助成金制度を創設し下水道の普及に鋭意取り組んでいるが、その問題を根本的に解決するためには、水路の浚渫は必要不可欠であると考えている。 本町の観光振興と水路近隣住民の生活環境改善及びMICEエリアの観光客受入環境改善のため、早急に水路の浚渫を実施する必要がある。
19	国場川の浚渫工事及び再整備について	国場川の浚渫工事の定期的な実施と一日橋付近の河川断面が狭小な区間の再整備をしていただいた	南風原町を流れる二級河川の国場川水系（長堂川含む）で雑草の繁茂及び土砂の堆積があり、通水断面を阻害している状況にあり、近年の台風襲来や集中豪雨

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		い。	等の際には住宅及び道路で冠水が発生し住民生活に大きく支障を来している。 河川が増水し、道路排水機能が低下することで冠水し、通行止めが発生している道路もある。特に、国道３２９号においては緊急輸送道路として位置付けられており避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であるにも関わらず冠水し、通行止めが発生している。 国場川水系（長堂川含む）の定期的な浚渫工事を実施していただくとともに、一日橋付近の国場川において河川整備完了の区間ではあるが、一部河川の断面が狭小になっている区間があり、雨天時の通水に支障をきたしているため、浚渫と合わせて再整備が必要である。
20	報得川の早期整備について	報得川の世名城橋から赤田橋までの区間を早期に整備していただきたい。	現在、報得川の河川改修事業が進められているが、八重瀬町における区画整理事業に伴い住宅開発が進み、市街地が拡大している状況の中、近年の異常気象による集中豪雨や台風等で洪水被害が発生し、河川沿いにある東風平中学校への浸水によって生徒・教職員の生命が脅かされる等、極めて危機的状況であり、また道路の冠水及び作物被害も頻繁にでていることや、事業

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			の進捗により、要請区間に取り付く支線排水路（町管理）の新規改修事業が採択出来ない状況のため、早急な整備が必要である。
21	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	脱炭素社会の実現に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備の整備に向けて連携を強化していただきたい。	2050年度脱炭素社会の実現を目指す沖縄県は、クリーンエネルギーの導入拡大を推進している。しかしながら、昨今の二酸化炭素などの温室効果ガス増加に伴う気候変動は、気候に関する記録が相次いで塗り替えられるなど、地球温暖化の影響がいかに深刻かつ広範囲に及んでいるかが浮き彫りとなっている。 このような中、沖縄県が掲げる2030年度の再生可能エネルギー電源比率の挑戦的な目標26%を達成するためには、海に囲まれた島しょ県沖縄のもつ特性を最大限に生かした海洋再生可能エネルギーの開発・実用化促進が必要不可欠です。とりわけ、世界に先駆けて実証に成功した海洋温度差発電は実用化に向けた動きもあります。 そのため、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地産地消化に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備の整備に向けて連携を強化する必要がある。
22	駐在所の設置について	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設	座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		置していただきたい。	園」の指定を受け、平成２７年から４年連続で年間約１０万人の観光客が訪れるようになり、観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁忙期には応援の警察官を派遣していただいている。 現状では、座間味島にだけ駐在所が設置されているため、阿嘉島・慶留間島において各種事案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で島渡りをしなければならない。また、荒天や夜間の場合に対応ができないこともあり、阿嘉島・慶留間島の住民からは警察官の常駐について強い要望があるほか、安心・安全な村づくりのため、阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置する必要がある。 また、令和５年度から移動交番を設置していただき、昨年度の沖縄振興拡大会議における措置状況では、「離島の特殊性を踏まえ、地元住民からの設置の要望や治安上の不安等について、確実に把握することが重要」とのことであったが、駐在所の設置は必要であり、設置に向けて今後の具体的な取り組みを示す必要がある。
23	県道１８５号線（粟国港線）	県道１８５号線（粟国港線）の	粟国港湾への進入路が狭小であり、公共工事等で使

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	の改修について	港湾進入路の拡幅整備を早期に実施していただきたい。	用される大型車両の通行に支障を来している。 港から村内へ進入する唯一のルートであることから早期に改修する必要がある。
24	里遺跡の整備について	老朽化した里遺跡拝所の建替えと車両が通れる管理道路を整備していただきたい。	村政の安定と豊年豊漁、航海安全を祈願しての参拝と、「渡名喜の集落は里から」との伝承があるように、グスク時代以降の渡名喜の発生の地とされ村民の心の拠り所となっている里遺跡拝所は、建立から65年が経過し建替える必要がある。 境内からの眺望は、村民や観光客をはじめ訪れる人々の心を和ませてくれる場所である。 平成9年度に渡名喜島周辺海域と島全体が県立渡名喜自然公園地区に指定されていることから、県立自然公園に相応しい景観を維持した里遺跡整備事業として、保守管理道路と一括して整備する必要がある。
25	港湾整備について	南大東港亀池地区漁船溜まり場を整備拡張していただきたい。	南大東村においては、南大東漁港の整備に伴い、担い手及び新規漁業者の増、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が大きく期待されている。 しかしながら、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間、冬季季節風の波浪により南大東港か

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			らの漁への出入港ができない大変厳しい状況にある。 現状においても11月から4月までの間は、南大東港亀池地区の漁船溜まり場を使用して出漁しているが、漁業者の増や漁船の大型化により湾内を含め漁船溜まり場が狭隘な状況にある。 よって、年間を通して操業できることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の使用と共に利用できる南大東漁港の反対側の南大東港亀池地区の漁船溜まり場を整備拡張する必要がある。
26	北大東港船溜まり場の整備について	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	北大東村には3地区に港はあるものの、自然の入り江がなく島の特性上、荷役作業に必要な静穏性を確保することが容易でない。 また、漁港の開港により漁師の操業に係る条件は格段に改善されたが、観光客やスキューバダイビング等に対する遊漁船の案内など、島の周囲海域にある豊かな資源を活用した新産業の創出や水産業の振興発展のため、現在の漁港とは反対側に位置する北大東港北地区に、漁業の操業に係る条件を補完し、地域の実情に見合う安定したサービス提供を行うため、小型船舶を対象とした船溜まり場の整備が必要である。

4. 宮古地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
1	若者の定住促進に資する環境整備について	若者の定住促進等に向けた空き家の活用及び定住促進住宅の整備に向けて支援等を行っていただきたい。	宮古島市においては、伊良部大橋の開通や下地島空港旅客ターミナルの供用開始、さらには集客力の高いホテルの建設等により、観光客の入域数が大幅に増加しており、観光産業の活性化等に起因して関係人口の増加が見られる。 一方で、人口増加に伴い、アパートなどの民間賃貸住宅の建設も増えているが、その多くは市町村合併前の旧平良市に集中し、少子高齢化が進行している旧町村地域では民間投資による賃貸住宅の整備は進んでいないことから、公共により住居の確保・提供を行う等の取り組みが必要な状況にある。 については、少子高齢化と過疎化が進む旧町村地域への若者の定住化等に向けた空き家の活用及び定住促進住宅の整備に向けて支援をいただく必要がある。
2	島外より赴任してくる公立学校教職員の住居の確保について	赴任してくる教職員が安心して生活出来るよう住居確保等に向けて早急に対応していただきたい。	宮古島市は、賃貸住宅の家賃高騰や住居不足が顕著であり、赴任してくる教職員は異動内示が出てから物件を探すため住まい確保に苦労しており、教職員への職場環境アンケートによると、物件が見つかるまでホテル住まいを余儀なくされる等、本市への異動に不安を感じている声が多くあがっている。 課題解決に向けて、県教育庁宮古教育事務所と情報

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			共有や意見交換等を行っており、また本市でも住居不足について、市営住宅の活用や空き家対策等を進めているが、教職員の住居確保は厳しい状況にあり、今後の本市の教職員定数確保や働き方改革、児童生徒の学びの保障についても影響してくると思われる。 については、教職員住宅の建設及び借り上げによる拡充や、県立の教職員住宅を赴任してくる公立教職員も利用できるよう制度を改編していただくとともに、内示の時期を早めていただく等、赴任してくる教職員が安心して生活できるよう住居確保等に向けて早急に対応していただく必要がある。
3	医師・看護師等の安定的な確保について	県立宮古病院における医師・看護師等の安定的な確保のため、医療従事者の住宅整備していただきたい。	県立宮古病院は、離島である宮古島市の地域医療を支える中核的な医療機関として重要な役割を果たしている一方で、慢性的な医師・看護師不足が深刻化しており、安定的な医療供給体制への影響が懸念されている。 また、宮古島市では、家賃高騰などによる住宅不足の問題が顕著となっており、県立宮古病院においても、勤務希望者の住む場所の確保が困難なことから、医療従事者の採用や配置ができないと同病院より説明を受けている。 については、離島住民が安心して医療を受けられるよ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			う県立宮古病院における医師・看護師等の安定的な確保のため、沖縄県において医療従事者の住宅を整備していただく必要がある。
4	離島の道路橋りょうの維持・保全について	県道平良城辺線（平良西里地区）の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早期実現に向けて取り組みを強化していただきたい。	宮古島と来間島を結ぶ来間大橋は、延長1690mと日本で一番長い農道橋として県が整備した後、来間大橋線として市道認定され、離島の産業振興と定住環境を支えるインフラとして重要な機能と役割を果たしている。 一方で、平成7年3月の開通から29年が経過し令和3年の定期点検において健全度区分が「Ⅲ」と判定され、今後の維持・保全に向けては大規模な改修が必要であると見込まれているが、延長が長く、大型な道路橋梁については、財政基盤の面及び技術的専門性の面から、市町村レベルでの対応は困難な状況にある。 については、沖縄振興計画においても「離島の道路橋梁については、地域特性に応じた整備と計画的な維持管理、補修、補強及び更新に取り組む」と示されていることから、平成25年3月に「宮古圏域道路網の道路移管計画に関する覚書」のとおり県道平良城辺線（平良西里地区）の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早期実現に向けて取り組みを強

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			化していただく必要がある。
5	学校給食費の無償化について	全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただきたい。	沖縄県は、子どもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」として、知事公約でもある給食費の無償化に向けた検討を進めており、令和7年4月より中学生の給食費の2分の1を各市町村へ補助する取組を進めていることについては、実現へ向けて大きな一歩であると評価している。 一方で、対象が中学生のみとなっていることは、小学生を抱える保護者への支援が十分に行き届かず、また対象である中学生においても補助額が2分の1となっていることは、県が掲げる「未来への投資」には未だ十分でないと考える。 については、全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただく必要がある。
6	畜産農家の負担軽減を図るための支援制度について	離島畜産農家への補給金等の上乗せによる支援の拡充及び飼料高騰対応としての輸送コストの負担	物価高騰に伴う消費の低迷により肉用子牛の市場価格が落ち込んでおり、特に離島においては、割高な輸送コストの上乗せが購買者の心理に作用することあ

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		軽減を図る等の持続的な支援について国に働きかけていただきたい。	り、セリ価格の下落がより顕著となっている。 また、畜産配合飼料価格の高騰が長期化している中、輸送コストが上乗せされることで、離島の畜産農家にとって更に大きな負担となっており、このまま生産コストの上昇が続くと、離農者の増加や担い手の確保が困難になることが懸念されている。 国においては、肉用子牛の生産者補給金等の支援制度があるが、発動基準として全国や九州・沖縄ブロック等の単位で平均価格を設定しており、離島の畜産農家にとっては十分な効果が得られていない。 飼料高騰に対しては、配合飼料価格安定制度により差額補填を行っているが、直前1か年の価格と比較して補填額を算出するため、飼料価格が長期に渡り高止まりしている現状では持続的な効果が発揮されない状況にある。 については、畜産における離島の生産基盤を維持するため、農家への補給金等の上乗せによる支援の拡充及び飼料高騰に対応する輸送コストの負担軽減を図るとともに持続的な支援となるよう制度の見直しを行う等、国に働きかけていただく必要がある。
7	地域医療支援病院の初診時選	県立宮古病院以外に対応できる	初診時選定医療費は、病院と診療所の機能分担の推

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	定療養費について	診療所がない発達障害及びその他の診療科について、初診時選定療養費を免除していただきたい。	進を図る観点から、200床以上の地域医療支援病院について、紹介状なしで受診する場合、診療費と別に自己負担する費用であるが、宮古島市においては、県立宮古病院以外に発達障害を診療できる医療機関がないため、初診時選定療養費を支払う必要があり患者の負担額が大きく、受診を躊躇うケースがある。 については、離島住民が安心して必要とする医療が受けられるよう、県立病院以外に対応できる診療所がない診療科や発達障害の初診診療について、初診時選定医療費の免除をしていただく必要がある。
8	離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校学生寮の建設について	子ども達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただくとともに、宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を図るため学生寮を建設していただきたい。	離島である宮古島市においては、全貨物取扱量のうち98パーセント以上を海運に依存しているが、少子高齢化の進行等から県内航路事業者は船員減少の傾向にある。 県内に2校しかない水産・海洋に関わる高等学校のうち、本市には宮古総合実業高等学校海洋学科があるが、学生寮がないため、入学者が市内から通学可能な生徒に限られていることもあり、毎年定員割れが生じている状況にある。 については、離島県として子ども達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			みを推進していただくとともに、宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を図るため、島外からの学生の住む場所の確保として県立高等学校の学生寮を建設していただく必要がある。
9	介護報酬改定等における国への要望について	介護報酬改定等における介護支援専門員に対する基本報酬の引き上げを国へ要望していただきたい。	宮古島市では高齢化率が28%を越え、要介護認定者は年々増加の一途をたどっているなか、介護サービスを担う介護職員の不足や、居宅介護サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）の離職など、介護人材の担い手不足が大きな課題となっている。 近年、介護報酬改定等において介護職員に対するベースアップ加算をはじめその処遇改善を目的とする各種加算等の算定が行われ、介護職員の待遇は徐々に向上している一方で、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する加算は設けられず、賃金格差により、離職者の増加や新たな担い手が確保できない要因となっている。 本市において介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象としてアンケートを実施した結果、業務量と賃金の不均衡を訴える声が多数あがっている。 については、介護支援専門員（ケアマネジャー）の基本報酬を引き上げるとともに、これまで以上に介護

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			職員全般にかかる賃上げの取組継続を国に対して強く要望していただく必要がある。
10	産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	沖縄本島地域と比較して割高になっている離島の産業廃棄物処理について、海上輸送費を支援していただきたい。	産業廃棄物については、適正処理のため分類別に特定事業者による処理が必要となるが、市内での民間の廃棄物処理業者は限られており、また離島という地理的事情により陸路で近隣市町村の処理事業者へ搬出することも出来ないことから、使用済タイヤ等は島外へ移送して処分せざるを得ない状況にある。 また、近年、観光客等の増加に伴い、処理する産業廃棄物量が大幅に増加しており、処理容量の限度により島外排出が必須である。 一方で、沖縄本島など島外へ海上輸送による産業廃棄物処理は、陸路による搬出での処理と比較して割高となるため、沖縄本島地域より離島の排出者の負担は非常に高額となっている。 については、廃棄物の適正処理により不法投棄を防止し、美しい島の環境を保全するため、島内で処理が出来ない産業廃棄物に対して産業廃棄物税を活用する等により海上輸送費を補助する等の支援をいただく必要がある。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
11	宮古空港の機能強化について	宮古空港において平行誘導路の設置及び駐機スポットの機能強化に向けて取り組んでいただきたい。	宮古島市では平成27年1月の伊良部大橋開通以降、コロナ禍による一時的な減少を除き、入域観光客数は増加しており、それに伴い空の玄関口である宮古空港では、空港開設当初の想定旅客需要を大幅に上回り、航空機の大型化や就航便数が増加している現状にある。 一方で、同空港には平行誘導路が設置されていないことに加え、駐機スポットが5箇所と少ないことから、離発着便が重なる時間帯は、航空機が乗客を乗せたまま長時間待機する事態も発生しており、市民及び観光客の利便性や満足度に影響を及ぼすとともに、離発着便の数を制限しなければならない状況にある。 発着便数や旅客数の増加に併せて、輸送貨物量も大幅に増加していることから、現在の貨物取扱施設では保管スペースが不足する状況が生じており、入出荷作業に支障をきたしている。 については、増え続ける旅客数や輸送貨物に対応するため、平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設の拡張など宮古空港の機能強化へ向けに取り組んでいただく必要がある。
12	与那覇前浜海岸の浸食に対する抜本的対策の実施について	与那覇前浜海岸の浸食に対して、抜本的解決に向けた原因究明を早	与那覇前浜海岸は、平成10年に農林水産省農村振興局所管の海岸として海岸保全区域に指定されている

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		期に実施していただき、浸食防止工事等の保全対策を講じていただきたい。	が、台風等の高波等の影響により砂の移動が激しく、海岸が大きく浸食されているとともに、浸食は背後地にもおよび、遊歩道が一部崩落している危険な状況にある。 台風等の影響による浸食は、宮古島の他海岸でも見受けられるが、周期的に砂が戻ってくる海岸が多い中、与那覇前浜海岸の一带は砂が戻らず、年々砂浜の減少が続いている現状にある。 沖縄県においては、海岸浸食に対して応急対策工事を行っているが、浸食を防止する抜本的な保全対策を講じなければ、更に浸食が進み、宮古島の代表的な観光資源である美しい砂浜の景観が失われるだけでなく安全面も損なわれる懸念がある。 ついては、海岸管理者である沖縄県において引き続き海岸浸食に対する抜本的解決に向けた原因究明を早期に実施していただき、浸食防止工事等の保全対策を講じていただく必要がある。
13	県営宮古広域公園の早期整備について	県営宮古広域公園の早期実現に向け、P P P / P F I 事業導入の積極的な活用による事業の進捗向上と地域と一带となった取り組み	宮古圏域は、県内で唯一、県営広域公園が整備されていない地域であり、沖縄県は「海と浜辺を生かした広域公園」として与那覇前浜地区に整備を決定し、令和2年7月には事業認可を受ける等、多くの市民が事

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		を強化していただきたい。	業の着実な推進と実現に期待しているところである。 一方で、現在、事業の進捗が見られず、令和12年度の供用開始が大幅に遅れるのではないかと懸念している。 ついては、本公園を宮古島市の振興及び発展に寄与する公園とするため「PPP／PFI事業導入」による民間の創意工夫及び運営能力の活用を視野に入れながら、地域の特性を活かした賑わいの拠点として意見を反映しつつ早期に整備を進めていただく必要がある。
14	離島における乳幼児健診の体制について	離島での乳幼児健診及び5歳児健診支援における、小児科医師および専門職等の派遣について、引き続き協力をいただきたい。	乳幼児健診は、母子保健法に基づく母子保健サービスの基本であり、疾病の早期発見や育児支援等を行うため、小児科医師及び専門職等と連携し実施することは重要である。 国が新たに創設した5歳児健診支援事業においては、健診実施体制の構築に向けて、発達特性等を医学的に見立てることができる医師を確保するとともに、健診後の地域のフォローアップ体制においても、発達支援ができる医師や心理士等の専門職の確保が求められている。 一方で、離島における小児科医師の確保は非常に難しく、宮古島市の検診にあっては県立宮古病院の協力

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			が必要不可欠である。 については、乳幼児の疾病の早期発見や育児支援、5歳児健診支援のため、県立宮古病院の小児科医師の派遣協力及び発達支援ができる医師や心理士等の専門職の派遣について引き続き協力していただく必要がある。
15	宮古空港横断トンネル整備について	宮古空港周辺においては、今後も人流・物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向けた宮古空港横断トンネルの早期整備への取り組みを図っていただきたい。	コロナ禍の影響により減少していた宮古空港の利用者数は、収束に伴い令和5年には170万人余となり、今後も増加していくことが想定される。 特に空港東側においては、スポーツ観光交流拠点施設と大規模集客施設が隣接しており、近隣地区では宿泊施設が増加していること、並びに千代田地区においては自衛隊駐屯地があることで人流・物流が大幅に増加している。 また、空港西側では令和3年1月に開庁した宮古島市役所総合庁舎周辺一帯で、朝夕の通通勤時間帯において交通渋滞が発生するなど市民生活に影響が出ており、港から総合庁舎及び空港を結ぶ軸となる高効率のアクセス道路の整備が課題となっている。 宮古島市においては、空港横断トンネルの早期実現に向け平成28年11月に「整備促進期成会」が発足し、県へ要請活動を実施するなど、その必要性は多く

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			の市民が感じているところである。 については、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備への取り組みを図っていただく必要がある。
16	水納島浮き栈橋について	水納島浮き栈橋の設置をしていただきたい。	水納島住民は、自家用船で生活用物資、畜産用資材（飼料・化学肥料等）、子牛、親牛、やぎその他必要資材を運搬している。 このようなすべての資材の上げ下ろしは、人力による手作業であり、重労働であることは勿論のこと、危険を伴う作業となっている。 特に昨今は住民も高齢となり、荷役作業に支障をきたしている。 現在、水納島には浮栈橋がなく、すべての作業は栈橋への上げ下ろしであるため、住民生活は困難を極めている。 については、すべての荷役作業の軽減、危険防止・安全対策と、水納島での経済活動の継続及び観光客の安全対策のため、浮き栈橋を設置していただく必要がある。
17	村内公共工事の入札不調に係る支援について	定住促進のためには、住宅不足を解消することが大きな課題である。	多良間村には、民間アパートがなく、空き家も利用できないのが現状である。そのため、慢性的な住宅不

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
		る。特に建築工事は入札執行しても不調な状況であり、受注促進に繋げていくために、より専門的知見を必要としていることから、解決に向けて支援をしていただきたい。	足となっている。定住促進のためには、住宅不足を解消することが大きな課題である。また、村内においては、公共工事を受注出来る業者が少なく村外の業者が指名競争入札等で落札し、工事等を行ってきたが、近年の社会情勢等の変化により、建設費の高騰や人材不足等による技術職員の確保が出来ない等の理由により、入札辞退し、入札までも至っていない状況である。

5. 八重山地区提出要望事項

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
1	離島住民割引運賃の対象区間の拡充について	八重山圏域と宮古圏域を一体とみなし、離島住民割引運賃が適用される対象区間を拡充していただきたい。	現在、八重山圏域の拠点である新石垣空港と宮古圏域の拠点である宮古空港間は離島住民割引運賃が適用される対象区間となっているが、八重山圏域の住民が宮古空港から那覇空港へ行く場合には、離島住民割引運賃が適用されない。 そのため、八重山圏域の住民が宮古島と沖縄本島の両方で用務がある場合、離島住民割引運賃の適用を受けるために、一度、宮古空港から新石垣空港へ戻り、再び那覇空港へ向かわなければならない。 そのことから、八重山圏域と宮古圏域を一体とみなし、新石垣空港と那覇空港間の離島住民割引運賃の適用を受けられる住民は、宮古空港と那覇空港間の離島住民割引運賃の適用も受けられるようにする必要がある。
2	海岸漂着物の収集運搬処分に係る費用に対する財政支援の拡充について	離島の海岸には、海外等からの漂着物が大量に押し寄せており、それらを収集運搬分別処分するためには多額の費用が必要であることから、市町村の負担が生じないように財政措置を講じていただきたい。	離島である八重山圏域の各島の海岸には、主に海外からのペットボトルや漁具、発泡スチロールなど大量の廃プラスチックが漂着ゴミとして流れ着き、海浜の景観を大きく損ねている。 また、これらの漂着ゴミは、そのまま放置するとマイクロプラスチックとして再び海洋に流出してしまい、それらを飲み込んだ海洋生物を人間が食する事による

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			人体への影響も懸念されている。そのため、漂着ゴミは出来るだけ速やかに回収することが望ましい。 現在は、多くの住民が海岸清掃ボランティア活動を行い、漂着ゴミを拾い集めているが、回収したゴミを収集・運搬・分別・処分する為には多額の費用が必要である。そのため、財源の一部を「沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金」を活用しているが、補助金で賄えない経費は各市町の一般財源で対応しているのが現状である。 繰り返し流れ着く漂着物を、限られた広さしかない離島でいつまでも埋立処分を行うことは不可能であり、島外への搬出を行うことが必要である。 自然環境の保全を図り、本県のリーディング産業である観光業の持続的な発展を支える観点からも、漂着物の処分費用や処分方法について、万全の措置を講じる必要がある。
3	離島患者の通院費助成対象者の拡充について	島外への通院・治療を余儀なくされている離島患者への通院費等の助成対象者を拡充していただきたい。	石垣市は現在「沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金」を活用して、島外の医療機関への通院・治療を余儀なくされている患者等の経済的負担を軽減するため「石垣市離島患者等通院費助成事業」を実施している。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			しかしながらその助成対象は、前述した県補助金交付要綱に定められている指定難病や特定疾患の医療受給者証を有する者、がん患者や不妊治療を行っている者等に限られ、圏域外の医療機関へ通院を余儀なくされている患者の全てをカバーできていない状況となっている。 中核病院である八重山病院においても多様な医療ニーズに対応するには困難が伴うため、島内医療機関で治療できない事例に対しても島外医療機関へ通院する費用を助成できるよう、「沖縄県離島患者等通院費支援事業」の対象者拡充もしくは同等の新規事業による支援が必要である。
4	離島児童生徒への派遣費助成について	離島市町村の児童生徒の大会等への参加に対し、経済的負担が沖縄本島の児童生徒と平等になるよう、将来にわたって継続する助成制度を設けていただきたい。	石垣市では児童生徒が沖縄県内外の大会に参加する際に、沖縄離島活性化推進事業費補助金を活用し、航空運賃等の助成をおこなっている。また個人参加や楽器等の輸送費も助成対象とし、児童生徒及び保護者の負担軽減を図っており、必要不可欠な制度となっているが、沖縄離島活性化推進事業費補助金は期限付きの制度である。 また、航空運賃のほか、宿泊費・食費・移動費等、大会等への参加に係る費用は高額となり、沖縄本島の

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			家庭と比べ地理的要因による負担が生じている。 離島・本島の地理的要因や家庭の経済的要因等に左右されない公平な教育機会が享受できる環境の整備を図ることは、県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられていることから、このような離島の不利性の克服に対しては、本市のみならず県内離島市町村すべての共通課題であることから、県が主体となって将来に渡り継続する、公平な教育機会を享受できる環境整備のための永続的な助成制度を創設する必要がある。
5	スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の要請について	スクールロイヤー配置において、沖縄県で雇用や委託等をし、支援対象範囲を市町村まで拡充していただく、又は補助金の新設をしていただきたい。	石垣市では令和6年度よりスクールロイヤーを配置している。離島においても、法務相談のニーズが年々高まっている一方、本市において弁護士の数が多いため地元での任用等は容易でなく、学校職員との面談や研修会でもその都度沖縄本島からの旅費が発生し、一般財源で対応している。 文部科学省が推進している教育行政に係る法務相談体制の充実において、法務相談経費は都道府県及び政令指定都市にのみ普通交付税措置がなされているため、沖縄県が雇用して各市町村が相談できる体制を構築する、もしくは各市町村が雇用する場合は補助金等の制

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			度を新設するなど、各市町村への支援を行う必要がある。
6	県管理空港及び港湾施設の「特定利用空港・港湾」の指定の同意について	沖縄県が管理者である空港及び港湾施設について、「特定利用空港・港湾」の指定に同意していただきたい。	離島における空港や港湾施設は、交通・物流の要であり、観光業を中心とした地域経済の発展に不可欠なインフラである。また、経済振興の観点のみならず、地震などの自然災害や、台湾をめぐる問題などの有事も含め、航空機・船舶の人員等の輸送能力強化につながる空港・港湾施設の機能強化は早急に進める必要がある。 離島における移動手段は、空路及び海路に限られるため、新石垣空港や与那国空港などが「特定利用空港」に指定され、インフラ整備が進み、施設の機能強化が図られることは、離島住民の安全・安心に不可欠であることから、管理者である沖縄県は「特定利用空港・港湾」の指定に早急に同意する必要がある。
7	八重山病院の医療体制の充実について	八重山圏域唯一の中核病院である八重山病院の医療体制を充実していただきたい。	患者が安心して治療に専念できる医療体制を整えることは、二次医療を担う沖縄県の重要な責務であると考えるが、八重山病院では医師等医療従事者の不足により、診療科の休診や診療制限、時間の短縮などが発生している状況である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			特に小児科医療及び人工透析医療の体制の整備は急務であり、小児科は医師不足により外来においては入院児のみ、救急においても受け入れを制限しており、石垣市が包括連携協定を締結しているオンライン健康相談アプリ「キッズドクター」の受診および当該医師からの紹介が、八重山病院救急の受け入れ条件となっている。 人工透析医療については、八重山病院のほかに1病院、1診療所が対応可能な医療機関となっているが、3医院ともに医療従事者の不足により島外からの帰省者や観光客はおろか、八重山圏域の住民に関しても新規の患者は受け入れが困難な状況となっている。 本市においては、令和6年度から独自に「石垣市島外看護師等誘致支援事業」を実施して医療従事者の確保に努めているが、沖縄県においても八重山病院の医療体制の充実に早急に取り組む必要がある。
8	農業用機械（さとうきび）の格納庫整備の助成について	農業用機械（さとうきび）の格納庫修繕等に係る費用の助成について検討していただきたい。	石垣市の第一次産業をけん引しているさとうきび産業においては、さとうきびの収穫作業を受委託している石垣市農業開発組合が、農業用機械導入計画等に基づいて国、県の補助金を活用し、機械導入を進めている。補助金申請の条件として格納庫設置が求められて

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			いるが、農業開発組合の保有している2箇所の格納庫の劣化や一般県道石垣空港線の整備に伴う土地の分断により、格納庫が利用しづらくなるなどの課題が生じている。 それらの課題解決に向け、格納庫の修繕及び集約を検討した結果、約3億8千万円程度の整備費用が必要となることから、当組合のみでの費用負担が厳しい状況にある。農林水産省に活用できる補助金について相談等を行っているが、現時点では無いとの回答であり、第一次産業をけん引しているさとうきび産業の事業安定のためには、沖縄県による助成が必要である。
9	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期の全面供用開始に向けて取り組んでいただきたい。	空港アクセス道路（県道石垣空港線）は部分供用が開始しているが、新石垣空港開港以降、観光客のレンタカーの利用増加に伴い、未だに空港～市街地間の一部区間において混雑する状況が発生し、市民生活にも影響を与えている。 また、輸送手段が空路及び海路に限られる石垣市においては、空港アクセス道路（県道石垣空港線）は、災害等における救援物資等の輸送機能確保としても重要な位置づけとなることから、早期の全面供用開始が必要である。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
10	医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	医療的ケア児の修学旅行時に、「修学旅行に係る引率者の増員申請」の対象として看護師の配置や財政措置を新設いただきたい。	石垣市では、国庫補助である教育支援体制整備事業費補助金を活用して、医療的ケアを要する児童が安全に安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置し支援している。しかしながら、修学旅行においては、小学校は行先が沖縄本島、中学校は九州地方となっており、旅費等の経費が多額になることもあり、石垣市内の看護師が宿泊を伴った引率を行うことは難しい状況にある。 安定した支援体制の構築のため、沖縄県医療的ケア児支援センターからの看護師派遣もしくは「修学旅行に係る引率者の増員申請」の対象としての看護師の配置、または補助金による県負担分の新設等が必要である。
11	石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯は、公共交通機関による通学が困難であることから、他地区と比較し経済的負担が大きいと、寮費補助等の支援をしていただきたい。	石垣市は県内で3番目という広大な面積を有しており、人の移動手段とそれにかかる負担は重要な課題である。 本市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯が抱える問題として、市内南部にある高校まで公共交通では始業時間に間に合わず通学することができないこと、保護者の車での送迎においても約1時間を要し毎日の通学に負担がかかること、この負担回避のために子供を高校の寮に入居させた場合の経済的問題などが

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			あり、子どもが高校に進学すると、世帯ごと通学に支障のない南部地区へ移り住む状況があり、北部・西部地区の過疎化の要因の一つとなっている。 このような状況のなか、児童の減少により令和5年度末に北部地区の平久保小学校が閉校となり、早急な通学環境の改善、他地区との格差是正が求められている。 国庫補助である離島高校生修学支援事業において、寮費を一部助成する制度はあるが、島内に高校を有する自治体は同補助の対象外となっている。しかしながら本市北部・西部地区の高校生は、高校が無い離島の高校生と同様の条件不利性を有していることから、沖縄県独自の支援制度の創設が必要である。 また、本島北部のバスの減便及び路線変更に伴い、部活動帰りの高校生が最終便に間に合わないことから、県が1月～3月に無料の臨時バスを運行し、4月以降も臨時バス（有料）の運行を継続しているとのことであるが、本市の北西部の高校生は始業時間にすら間に合わない状況である。このことから、本市の北西部に居住する高校生がいる世帯に対して、沖縄県独自の支援制度の創設が必要である。
12	竹富町民等船賃負担軽減事業	町民が利用する旅客船の運賃負	竹富町民等が島内各地点と石垣市間を移動する際、

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	の継続について	担を、振興計画期間だけに留まらず、恒久的な負担軽減が図れるよう検討していただきたい。	旅客船を利用しているが、電車やバス等の公共交通機関に比べ、交通費が割高で、町民にとって大きな経済的負担となっている。 旅客船の運賃をＪＲ料金並みにすることで、離島の経済的負担の格差是正及び生活の質の向上による定住条件整備に繋がることから、振興計画期間だけに留まらない恒久的な支援が必要である。 また、２０２１年より船賃に燃料油価格変動調整金（サーチャージ）が導入されたことにより経済的負担がより大きくなっている為、サーチャージによる上乗せに対しての補助をしていただく必要がある。
13	オンラインを活用した遠隔医療体制の充実について	海を隔て点在する島々で、構成される竹富町では、容易に医療を受けられない地区もあることからＩＣＴを駆使した遠隔医療体制の構築を図っていただきたい。	竹富町は１６の島々に９つの有人島からなる多島町である。 現在、小浜島、波照間島、西表島東部・西部地区には県立八重山病院附属診療所が設置されている。 しかし、西表島船浮地区、鳩間地区、新城地区は診療所への受診の際は陸路がなく船便を利用した通院を余儀なくされている。この地区は天候不良による船便欠航も多い地区となっている。 また、海を隔て点在する島々で構成される竹富町内において緊急時の搬送体制（ヘリ・船舶搬送）は天候

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			に左右されやすく患者、医師の精神的、体力的な負担は少くない状況である。 新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画の中で「誰もが安心して暮らし活動できる生活環境を推進する」とされ、八重山圏域における医療・福祉サービスの充実については「診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進し、さらに診療所と県立八重山病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なＩＣＴの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図る」とされている。 通信技術を活用し高度な診療サービスを受けることが可能となる体制の構築は、離島で安心・安全に暮らす我々の権利である。これから、早急に検討していただく必要がある。
14	農林漁業資材等輸送費補助について	農林水産物出荷における条件不利性解消事業同様、農林漁業資材等の移入に係る費用についても補助をしていただきたい。	竹富町は、二次離島であることから、肥料・飼料・農林漁業資材等の購入において輸送コストが嵩み、生産者の経営を日常的に圧迫している。また、世界情勢の急激な変化により、燃料・肥料・飼料を含む諸々の価格高騰の影響は日々厳しさを増しており、今後の担い手の確保や後継者育成など、本町農林漁業の振興発展への影響が大きく懸念される。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			ついては、現状に鑑み、離島地域における不利性を解消する観点から、移入に係る輸送費の補助をしていただく必要がある。
15	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	廃棄物処理において各島からの廃棄物輸送に係る費用の補助をしていただきたい。	竹富町は9つの有人島を有し、うち7島（竹富島、黒島、小浜島、鳩間島、波照間島、西表島、新城島）で廃棄物処理施設を整備し中間処理（焼却・分別等）を行っており、そこで排出される焼却残渣や資源ごみ類は、海上輸送を経て西表島に設置している竹富町リサイクルセンターへ搬入している。更に、竹富町リサイクルセンターで最終選別し圧縮梱包されたりサイクル資源は、石垣島を経由し沖縄本島や九州地方の再生処理施設へと海上輸送されている。また、竹富町各島港湾施設に放置された貨物輸送用パレット及び海岸漂着ごみを処分する際にも、それらを海上輸送する必要がある。 本町は島嶼の町であるがゆえに、運搬輸送手段のほとんどを海上交通に頼らざるを得ない現状にあり輸送費が高額となるため、費用の補助をしていただく必要がある。
16	離島における放置パレットの	放置パレットを処理するための	竹富町内各港湾施設において、貨物輸送で使用され

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
	処理に係る破砕機導入費用の補助について	破砕機導入に係る費用の補助をしていただきたい。	たパレットが放置され、複数年にわたり本町にて運搬・処分等を行っており、本町財政を圧迫している状況にあるとともに、地域の景観を損ねている。 これらの問題を改善するべく、同廃棄物を破砕する為の設備を導入するには多額の予算が必要となることから、費用の補助を行っていただく必要がある。
17	沖縄振興公共投資交付金（ハード）に係る小規模自治体を実施する事業への十分な配当分確保について	沖縄振興公共投資交付金（ハード）の県内自治体への配当分について、小規模自治体を実施する事業への十分な配当分確保をしていただきたい。	沖縄振興公共投資交付金（ハード）事業に係る与那国町への交付金の配当分について、例年、本町や小規模自治体が事業として要望する3～6割程度が配分されており、建築事業など事業によっては実施が厳しく、見送り若しくは縮小して実施しているのが現状である。 公共工事の地域における重要性を考慮し、本町や小規模自治体を実施する全体的な事業執行底上げのため、自治体への配当分の最低限度額を2億円程度に定め配当する必要がある。
18	祖納港港湾改修事業の早期完了について	祖納港港湾改修事業について早期完了に向け事業推進していただきたい。	島の北側に位置する祖納港は、冬場を中心に港内静穏度が悪いことから、利用船舶は旅客の乗降や荷役作業に支障をきたしており、また、停泊中のロープ切断等により長時間の停泊ができない状況にある。 港湾管理者である沖縄県は、平成25年度より船舶

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			が安全に利用できるよう港湾改修事業（静穏度改善の為の波除堤等の整備）を実施しているところであるが、諸事情等により完了に至っていない。 祖納港は、与那国島の海上交通の拠点となる地方港湾であり、災害時においても拠点施設となる重要な施設であることから、引き続き港湾改修事業の早期完了に向け推進強化を図る必要がある。
19	地域計画の更新に対する地域計画策定推進緊急対策事業の継続について	令和6年度の地域計画策定に対して国が実施している地域計画策定推進緊急対策事業を令和7年度も継続するよう国に働きかけていただきたい。	令和6年度までに策定が必要な地域計画に対して、現在国の地域計画策定推進緊急対策事業によって策定支援に係る費用の補助が実施されている。 地域計画については、令和6年12月時点でも策定に対して追加の記載要領が国から配布されていることなどからも、策定完了後も更新の作業が必須になってくる見通しである。 令和7年度の更新業務は、令和6年度の策定と同程度の業務量になることが予想され、事務負担が同程度であれば策定支援が必要となることから、国に継続して支援いただけるよう要請を行う必要がある。
20	獣医の常駐について	獣医を与那国町に配置していただきたい。	令和6年4月より沖縄県共済協同組合の獣医が撤退し、常駐する獣医がいがないため、各治療に支障が出て

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 の 理 由
			いる。特に、怪我や重篤時に治療行為等が出来ない等の問題があるため、獣医師の常駐体制を整備する必要がある。
21	家畜ワクチン接種の助成について	牛への牛流行熱ワクチン接種手数料の助成をしていただきたい。	与那国町では、令和6年5月に発生した牛流行熱症の影響で複数の母牛が死亡及び重篤な症状に陥った。 牛流行熱は、病原ウイルスを持ったヌカカ等が台湾からの気流に乗り与那国島に飛来し、感染拡大したものと推測される。数年に一度の頻度で発生することから、通年のワクチン接種をする牛が少なく、一度病原体虫が飛来すると、抗体の無い牛は罹患し、場合によっては重篤化し、最悪は死亡に至る場合がある。 防疫の観点から、島内で飼養する全頭への牛流行熱防疫目的牛流行熱ワクチン接種の手数料を助成する必要がある。

